

---

### ◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めております。

---

### ◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は9名でありますので、本日と明日行うこととし、本日は5名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

4番寒河江 司君。

第1順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 令和2年のトップバッターとして光栄でございますが、これから質問をさせていただきます。

議長宛てに通告のとおりご質問をいたします。

まず最初に、防災無線についてであります。

昨年の台風19号による災害に見舞われ、復旧対策に今なお奔走しておりますが、町の対応についても反省するところがあり、今後の防災に生かしていくかなければならないと思います。

災害時に緊急避難情報の伝達に対し防災行政無線が欠かせないものですが、各地区で聞き取れなかったところが多々あり、情報が正しく伝わらず、不安をかき立てるものがありまし

た。

平成28年度にデジタル化を実施して12局から20局へと再整備されましたが、それでも聞き取れない地区があるのは天候や風向きだけの問題ではないと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、森のマルシェ加工施設建設についてであります。

2017年に中小松地内のホームセンター東側に用地を取得して、6次産業化施設整備事業を創設し、加工施設機械整備補助、新商品開発、販売促進、農作物導入を進め、今後の6次産業の拠点として、誰でもチャレンジできる仕組みをつくり、情報提供に努めると、すばらしい文句で用地を買収いたしましたが、3年たった現在も何も建設されていない現状を、町民に分かるように当局に説明を求めたいと思います。

次に、男性職員の育休取得でございます。

今、国会議員の小泉進次郎大臣の育休取得に対して賛否がありますが、全国の公務員の取得率が5.4%と低く、町内の各企業におきましても温度差があり、全体的に低くなっていますが、町職員の働き方改革の一環として男性職員の育休取得率についてお尋ねいたします。

次に、小・中学校の英語教育の必修化についてお尋ねします。

2020年度より学習指導要領が見直され、英語教育が大きく変わることになりました。小学3年生から英語教育が始まり、5年生からは英語が必修化され、教科にもなり通知表にも記載され、聞く、話す、読む、書くの4技能を使った教育がなされ、小学校3年生から4年生は年に35時間、週に一、二時間程度、小学校5年、6年生になると年に70時間になり、週に2時間から4時間程度の英語教育になるわけですが、英単語で600から700語、中学生では1,200語を学んでいかなければならず、ましてや、今までの国語、算数、理科、社会、体育の教育のほか70時間が追加されるわけですから、各学校での時間割がきつくなり、ついていけない児童が出るのではないか、ひきこもりが出るのではないか、先生の指導で日本語英語にならぬいか、心配もあり、町当局の対応をお聞きいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、防災について、防災行政無線についてであります。本施設については、平成28年度に整備が完了し運用しております。従前の消防団緊急伝達システムでは、親局1局と屋

外スピーカーのある子局11局の計12局で運用しておりましたが、同報系防災行政無線として整備した現システムは、屋外スピーカーのある子局を20局に増設して可聴範囲を広げましたが、町内全域でくまなく聞き取れるまでには至っておりません。

屋外スピーカーを使用した情報伝達は、本町に限らず、風雨の様々な状況や住宅の気密化の進展などによって聞こえにくい状況にあるということを認識しており、特に激しい雨が降った場合においてはその傾向が顕著であることから、本町においては、昨年の台風19号の避難勧告発令時には、防災行政無線での情報伝達は活用せず、登録制メール、緊急速報メール、ホームページ等を活用した経過がございます。

議員ご質問の、放送が聞こえなかったり聞き漏らした場合の対応については、現段階では、防災情報テレフォンサービスで同じ情報を流しておりますので、それを活用することで確認いただきたいと思っております。

なお、このたび全戸配布した洪水等ハザードマップに川西町防災情報テレフォンサービスのお知らせを載せておりますが、町民の皆さんの認識はまだ不十分であると思っておりますので、より一層その周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今後、住宅の中で防災情報の取得がより確実な戸別受信機や防災ラジオの導入について検討を進めており、情報伝達の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、6次産業化施設整備について、森のマルシェの加工施設建設についてであります、本町の6次産業化については、第4次川西町総合計画後期基本計画の主要プロジェクトである6次産業化推進プロジェクト及び平成23年度策定の川西町6次産業化推進計画により、農産加工品等の販売拡大による農家所得の向上及び地域活性化を目指すため、6次産業化拠点施設整備を行うほか、加工技術や販売スキル習得機会の創出のための加工施設整備の必要性を掲げ、具現化に向けた推進を図ってまいりました。

これらの計画を踏まえ、様々な検討を重ねながら、平成28年5月には拠点となる産直施設、かわにし森のマルシェがオープンしたところであります。その販売機能を生かしつつ、加工及び製造機能を補完する共同利用の貸し工房施設として整備を図るため、かねてより町民の皆様から景観等の改善を強く要望いただいておりました当該用地について、町の土地利用上、重要なエリアであることを背景として、同年に川西町土地開発公社において代行による先行取得を行い、施設整備の早期実現を図るため、基本計画及び基本設計策定に向けて各種調査を進めてきたところであります。

調査では、農産加工実践者や森のマルシェ出荷者等を対象とした的確な意向等把握に努め

課題等を分析するとともに、加工施設事例調査においては、県内外4か所の運営方法や整備における課題等を調査検討しました。庄内町の新産業創造館クラッセ、栃木県上三川町農産加工所、栃木市西方農産物加工所及び山形県食品加工支援ラボの調査では、加工品目ごとに高額な機械器具設置が必要であることや、作業内容ごとに施設内の区域を分ける必要があることなど、運営及び整備コスト面での共通課題が浮き彫りとなりました。

このように、当初想定しておりました複数の団体や個人が共同で多目的に利用する個別完結型のコンセプトに沿った計画の実現については、費用対効果等が見いだせない状況にあり、また、平成30年6月の食品衛生法改正により、令和2年6月から食品加工施設のHACCP導入が義務化され、より厳格な衛生管理のため初期投資のさらなる増嵩が懸念されること、また、実施主体の確立の面から、現在整備することは困難な状況と判断し、計画実現には至っておりません。

これらを解決するためには、本町ならではの加工品目の厳選と長期的な視点に立った特産品開発が必要であり、一例として、おきたま園芸ステーションから発生するエダマメの規格外品を活用した商品開発を事業化するなどの取組について検討すべきところではありますが、管理運営組織の育成等に時間を要することから、早々の実現は難しいと考えております。

今後については、民間事業者を含めた加工施設の活用可能性の門戸を広げるとともに、当該用地の森のマルシェのほか、多くの商業施設等が集積する交差点に位置した立地条件などを踏まえ、改めて町民の皆様のニーズ把握に努めながら、加工施設以外の活用の可能性についても幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、働き方改革の男性職員の育休取得についてですが、昨年の本町職員の育児休暇取得率は、女性職員が100%取得しているのに対し、男性職員の取得実績はゼロでありました。昨年度は取得対象の男性職員が6名おりましたが、誰も取得するまでには至っておりません。

地方公務員の育児休暇は、育児休業等に関する制度を設けて、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的に制定されている、地方公務員の育児休業等に関する法律及び本町の地方公務員の育児休業等に関する条例で規定されており、当該子が3歳に至るまで取得できることが保障されております。

また、当該休暇取得中に給与は発生していませんが、職員が加入する山形県市町村職員共済組合において育児休業手当金の支給並びに保険料の免除及び貸付金等の償還猶予などが制

度化されており、経済的にもある程度の保障がなされているところであります。

これらの制度は、昨今の社会情勢等により年々充実しておりますが、本町だけでなく他団体や企業等でも、男性の育児休業取得はあまり進んでない状況にあります。

その要因としては一般的に大きく3点あると言われており、1つ目が、育児休暇を取得することで業務遂行や同僚等に迷惑がかかってしまうのではないかと、業務や職場への影響を懸念する考え方であります。2つ目が、収入の減少を心配するもので、育児休業に対する給付制度等、経済的な補償はありますが、勤務時の給与水準には至らないのが実態であり、収入の減少を少しでも抑えるため、収入の少ないパートナーが育児休暇を取得するとの考え方には立つものであります。現実的には、夫婦間で収入を比較した場合、どちらかといえば女性のほうが低い場合が多く、おのずと女性が取得するケースが多くなっているものであります。3つ目は、男性ならず女性も同様ですが、長期間の休暇を取得することで、キャリア形成に影響を及ぼすことを懸念していると言われております。

このような状況を踏まえて、本町における男性の育児参加のための休暇の取得については、最初から長期間の取得を前提とした推進ではなく、平成27年に制定した川西町特定事業主行動計画において、取得しやすい短期間の休暇の確実な取得を目標値としております。具体的な取組としては、妻の出産を事由とする配偶者出産休暇や夫たる男性職員が積極的に育児に参加することを目的に創設された育児参加休暇を計画的に取得させるべく、当該職員と人事当局が相談しながら計画書を作成することなどを考えております。

また、国においては、昨年末に国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針が取りまとめられ、令和2年度から子供が生まれた全ての男性職員に1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得することを目指した取組が開始されることから、それらの取組も参考にしてまいりたいと考えております。

活気のあるまちづくりのためには、職員の業務に対する意識の高揚が肝要であり、そのためには、職員が働きやすい環境の構築が必要と考えております。また、育児休暇は、職員に限らず町全体の中で認識を深め、子育て世代が働きやすく、安心して子育てができる環境の整備や支援も必要であり、特に2人目、3人目の子供が生まれる環境を整えることが必要と考えております。

子育て支援は、大きな意味で捉えれば、言うまでもなく少子化対策につながりますので、育児休暇を取得することが職場に迷惑がかかるとか、収入やキャリア形成に不利になるといったネガティブなイメージを取り除き、今後より一層ワーク・ライフ・バランスの重要性を認

識し、子育て世代が働きやすい環境の構築と意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 寒河江 司議員のご質問にお答えします。

初めに、学習指導要領改正について、小・中学校の英語教育の必修化についてであります  
が、これまでの学習指導要領では、小学5、6年生において外国語活動として年間35時間設  
定されておりました。

議員ご指摘のとおり、令和2年度から小学校では新たな学習指導要領の完全実施となり、  
小学校における英語教育は、小学3、4年生で新たに外国語活動として年間35時間、1週間  
当たり1時間、5、6年生では教科外国語として年間70時間、1週間当たり2時間行われる  
ことになりました。中学校においては、令和3年度より新たな学習指導要領が実施されます  
が、授業時数についての変更はありません。

小学校では、これまでの教科に英語教育が追加されることになりますが、各学校では学校  
行事等のための活動時間や1日の日程などを全体的に考え、年間計画の中で授業時数を平準  
化することで負担軽減を図ることにしております。

具体的には、1週間で授業時間を1時間追加し対応することになりますが、本町において  
は計画的に準備を進め、今年度は来年度と同じ回数の授業を実施しております。子供たちの  
状況は、これまでと変わらず問題なく楽しく学校生活を送っておりますので、英語教育追加  
によって議員が心配されるようなことはないものと思っております。

次に、英語教育の内容ですが、3、4年生の外国語活動の目標は、日本語と外国語  
の違いに気づく、外国語の音声や表現に慣れ親しむこと。5、6年生では、読むこと、書く  
ことに慣れ親しむこととされており、音声や表現に慣れ親しむとは、果物の絵を見て英語で  
言えたり、英語を聞いてそれがどの果物か分かるということであり、書くことに慣れ親しむ  
とは、英語で書かれた単語を書き写すことができるという段階であります。

授業では、子供たちが話す、聞くを中心としたコミュニケーションを行う場面が多くなっ  
ており、これまでの中学校での学習内容をそのまま小学校に下ろして行うものではなく、発  
達段階に応じたコミュニケーションを重視した内容となっており、これまでの授業の様子か  
ら、子供たちは生き生きと楽しく英語教育を受けていると感じております。

さらに、評価については、3、4年生は取組の様子を文章で記載することになり、5、6

年生については、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3つの視点に分けて、A、B、Cのように3段階で学習状況を示すこととなります。

本町では、これまで英語指導を支える体制づくりを進めてまいりました。平成27年度は、外国語フォローアップ事業と先進校への視察を実施。この視察は、平成28年度、29年度も引き続き実施しました。平成28年度は、文部科学省英語教育推進リーダー中央研修へ教員を派遣し、平成29年度の英語教育推進委員会の設置につなげました。この推進委員会では、年間計画や授業ごとの指導計画を作成し、平成30年度からの課題に対応してまいりました。また、この年はスカイプ（双方向通信ソフト）による町内の小学校一斉短時間学習と英語指導に関する免許法認定講習への教員の派遣を行いました。

平成30年度は、英語専科教員を配置するとともに、ALTを2人体制へと拡充しました。さらに、ユーチューブによる指導者用動画を配信しました。

今年度は、令和2年度の指導用プランを作成するとともに、英語専科教員の配置とALT2人体制の中で、令和2年度以降と同じ回数の授業を行っております。

このように、5年前から計画的に準備をしてまいりましたので、本年4月からの新たな学習指導要領の完全実施にも問題なくスムーズに対応できるものと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 まず初めに、防災無線についてでありますけれども、これ、FM局になってから20局にもなって、聞こえないというようなことで、あらかじめ聞こえないところもありますがという町長の答弁もありましたけれども、これ、スピーカーが1局に大体4方向しかないのかな。それをもう一つ、4つつけて、8方向にするということはお考えないんですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 28年度、現在の防災行政無線整備した際に、町内、それまでの消防団緊急伝達システムでの聞き取れない地域、そういった部分をどう補完していったらいいのかということで、前段調査を行いまして、箇所数は20か所以上本来だったら必要だという部分での調査などもございましたが、若干、町内の箇所数を増やし過ぎますとハウリングが起きて、その影響などもあって、単純に増やす、もしくは方向を今の4か所を8か所に向けるということで単純に聞こえやすくなるということもなかなか難しいというような業者からの話などもございましたので、まずは20か所での運用を開始したところでございました。

答弁にもありましたが、その時々の、特に風向きというのが結構大きな影響があるようで

ございまして、箇所数を増やす、もしくはスピーカー数を増やすといったことで、単純に聞き取れない地域が解消できるということには単純にはならないというような業者からの話だと承ってございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 まずは、ハウリングということも対処にあると思いますけれども、今年みたいに雪の少ない異常気象で、何か春先、夏場、またゲリラ豪雨が来て、何か水害騒ぎがあるのかという心配があるわけですが、やっぱり前もってこの防災についてはしっかりと取り組んでもらいたいと思いますので、一番最後のほうにも書かれておりましたけれども、戸別の受信機あるいは防災ラジオというような方向づけを考えているというふうに、当局が考えているというふうなことをおっしゃっていましたので、どっちが安価でスピードを持ってできるか、これは早めに対処してもらって、町民に安心で暮らしていただきたいというふうに思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 まず、戸別受信機につきましては、現在、次年度、国から無償貸付けの話がございまして、それを申請中でございます。戸別受信機につきましては、ここの役場を中心とした小松地区からおよそ2キロないし3キロ弱ぐらいのエリアでございますと、何の問題もなく受信機を単純に借りて、それを設置すれば受信することができます。ただ、それ以上距離が離れますと、やっぱり電波が弱いですから、中間にそれぞれ増幅するアンプのようなもの、中継のアンプのようなものが新たに整備が必要となります。それらの整備につきましては、ちょっと費用はまだ明確なものは持っておりませんけれども、そういったことで、増幅する機能が要らなければ、まず、小松を中心とした3キロ前後ぐらいのエリアは何とか戸別受信機で対応できるのかなど。増幅装置をつければ、そこからさらに遠くまで聞くことができるという、受信することができるという仕掛けになります。その戸別受信機につきましては、1台5万円程度というふうなこととなるようでございます。中継、増幅機器については、ちょっと分かりせん、今のところ、分かりません。

それから、防災ラジオにつきましては、これもちょっとピンキリあるのですけれども、二、三万円というようなお話を承ってございます。防災ラジオも、通常の例えば今私ども川西町ではNCVさんと協定を結んでおりまして、万が一の場合、災害情報を緊急に入れてくれというようなことは協定を結んでおりますので、通常のFMラジオでも聞くことはできますけれども、通常のラジオはスイッチを入れていなければ聞くことができません。防災ラジオの

場合は、防災の緊急のスイッチが自動的にに入るようなラジオでございまして、そのようなものが防災ラジオということでございますけれども、そういったものは、先ほど言いました戸別受信システムを可聴できないエリアのほうに配置することもどうなのかなということを、今検討しているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 私、一番心配しているのが、独り暮らしの方であります。スマホ、携帯電話も持たない、ガラケーだというようなことがあつたり、補聴器をかけている方という人もいらっしゃいますので、その方にだけでも案内するというんですか、防災を徹底するにも、何か若者だけでなく、それを鑑みれば台数もそんなにいっぱい要らないと思いますし、そこら辺を加味して、増幅のアンプ、小松だけ二、三キロだけ聞こえたんじや、ほかの地区がどうしようもないんで、やっぱり全町賄うようなことを考え、なおかつ独り暮らしの老人のことも考えて、これは緊急にでもやっぱりやっていただきたいというふうに思いますが、町長のお考え、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨年の災害を踏まえれば、様々な手立てをしながら情報伝達をしていかなければいけないと。昨年も報告いただいたわけですけれども、電話連絡では電話に出ないというようなことなどもあったという話もお聞きしております、大きく社会が変わってきているなと思います。議員からご指摘いただいたように、なかなか情報伝達が伝わらない方にどう配慮するかということでは、戸別受信機だけではなくて、こういった緊急ラジオなども配備しながら、災害弱者と言われる方々に対してしっかり取り組んでいかなければいけないと思いますので、年度当初の中には予算盛り込んでいない部分ありますけれども、今年の状況を踏まえながら対処していかなければいけないと思っておりますので、全員一律にということではなくて、大変な方から順次整備するという考え方で検討させていただきたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 検討はもう聞き飽きましたのでね、町長。これ補正予算でも何でも、まず緊急に組んでいただいて、実施をしていただきたい。検討はいつでもできますから、実施。これは本当に災害が起きて死亡者が出てからでは遅いですから、これは約束していただきたいなと思います。

それから、次に、森のマルシェの加工場建設についてでございますが、いろいろと答弁の中にも事情が変わってきたというようなことをお聞きしましたけれども、このことについて

は、川西町民、何か理解しているんでしょうかね、伝達はしたんでしょうかね、そこら辺をお聞きしたいんですが。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 この作業場の建設の関係につきましては、6次産業化推進計画という中で農産物の加工販売ということで表示をしながら、今まで検討してまいってきたところでござります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 いや、私、そこを聞きたいわけじゃなくて、これ加工場を造るから、この土地を取得したということですよね。ところが、この加工場はコスト面とか費用対効果が表れないで建てられない、中止しましたということで、ほかのことを考えているよということを町民が知っているかということですよ。それで、じゃ何のためにあそこを買ったんだということに今なるわけですけれども、要は町民に対してうそをついてるみたく見えますよ、極論を言いますとね。ですから、こういうこと、費用対効果が表れない、買ってみましたけれどもというようなことで、ほかの方法を考えますということを町民に知らせることが大事じゃないかなと思いますが、それをやったんですかという質問ですが、いかがですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 加工施設の整備につきましては、現在も検討中でございまして、どのような加工場がいいのか、あるいは出荷者の意向等も今確認しているところでございますが、1施設1営業許可というようなこともありますて、それは出荷者の加工者の組織化等についても十分検討していかなければならないというようなことでございますので、それに併せて、加工施設以外の用途についてもこれから検討してまいりたいというようなことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 寒河江 司君。

○4番 結局、もうそういう加工施設というものをもう諦めざるを得ない、要はもう箱物は造らずに別なやり方をやりますと、こう言っていただければかえってスカッとするのかなと思いますけれども。せっかくあそこの土地を取得したわけですから、加工施設とかじゃなくて貯蔵するフリーザー、結局、農産物がいっぱい取れるときは取れるんですが、冬は取れないということで、あそこをフリーザー——フリーザーというと皆さんマイナス40度か50度かと思いますけれども、今すばらしいフリーザーがありまして、茨城県のある会社、フリーザーという会社ですが、このフリーザーを利用して、島の漁業の方々が船で運ぶときに鮮度が落

ちるということで、そのフリーザーを利用して鮮度が落ちないというシステムがあるんですね。そういうこともちょっと勉強しながら、そんなに維持管理費はかかるないでしようから、そういうことを考えて、その加工施設を6次産業化につなげて、材料あるぞと、これを利用して作ってくれと、夏場、エダマメ、これフリーザーでやって、冬場、居酒屋でも出していただければ、それだけの利益があるというふうに思いますが、そういうふうな知恵を働かせてやっていくという方法も一つあると思います。

それから、認定農業者の方も6次産業化で今一生懸命製品を作っておりますが、これ全部おんぶにだっこさせているわけですよね、今ね。早い話、50万から200万お金貸しますよと、1.5%ですよ、機材器具買ってください。そこで、認定農業者の方が野菜が余ったときに干すやつというんですか、あの機械なんかを借金して入れる。それで森のマルシェに売ってはみたものの、ぱっとしたもの、皆そっちこっち同じようなものがあるものですからなかなか売れないというようなこと。早い話、認定農業者の方がいつ元が取れるか分からないというようなことも、これ現実にあるわけですよ。我々の仲間にも、認定農業者で現実にこの乾燥機を買ったというような方もいらっしゃいますけれども、なかなか元が取るまでには気が長いというようなこともあるんで。

そういうようなこともありながら、せっかくの土地利用を有効にするには、やっぱりそういうフリーザー的なもの、あんまり維持管理のかからないものということも考えるべきではないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変ありがとうございました。

当初は、直売所と、それに出荷するための加工施設で、直接的な負担を軽減しながら様々なものを作れるような共同加工施設というようなことで検討を進めてきたわけですが、先ほど答弁がありましたように、例えば缶詰なら缶詰のスペース、総菜なら総菜のスペースと、全部区切って、衛生管理をそれぞれの立場でやらなければいけないということで、共同利用して新たな商品を作るとか、新たな加工品を作るというようなことは難しいと。それは、別なところでやるしかないというようなことが明確になりましたし、報告を受けますと、いろんなところで加工施設利用されているところを見ると、やっぱり始めればずっと長くその施設を利用したいということになって、また、そこを卒業してなんていうふうに設備投資することはやはり厳しいんだろうというようなことがありまして、もう一步研究していかなければいけないなというふうなことで、今検討でとどまっているところです。

今、議員からご提案いただいたように、やっぱり金をかけなくても、ストックを持つことによって原材料を確保すれば様々な工夫が生まれてくるという考え方も、当然我々もありますが、ご提案だなというふうに思いますので、そういう多方面から情報を収集しながら、より効果的な農家の皆さんの支援になるような仕組みをつくっていかなければいけないなと思います。

海士町のお話などもお聞きしますと、そのフリーザーで産地直送で東京に生鮮度が落ちないカキを提供して所得が向上したというようなお話もお聞きしておりますので、さらに研究させていただきたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 我ながらいいアイデアだなど自画自賛しておりますけれども。

やっぱりこういうことはみんなで勉強していい方向に持っていくかないと、農家の人がマルシェに出荷して、売れた分はいいんだけれども、余った分は持つていいというようなシステムですから、そういうことじゃなくて、やっぱり足りないならすぐに補充できるというシステムにしないと、何だ、マルシェに行ったら、野菜買いにいったらないというようなことも現実にある。そして、農家の人に電話したら、車がない、持つていけないとばあちゃんに言われたとか。そういうことじゃなくて、今度、関連の質問ですけれども、マルシェ自体も不足したやつは、やっぱりトラックでも何でも1台ぐらい用意して、足りないところをぐるぐる回るという、集荷するという、これから作業も必要ではないかなと。みんなお年寄りが自分のうちの畠の隅っこで作っている方もいらっしゃるわけですから、そういうことも含めて集荷作業員というんですか、そこら辺も準備しながら、マルシェの売上げにしたらどうかなというふうに思いますので。

それから、もう一つ、せっかく今庁舎建設をするわけでありますので、あそこにフリーザー、加工がちょっとできないとかということもあるかと思いますが、せっかくあそこの土地があるので、和牛のモニュメントをそこにつけるとか、あるいは、「ようこそ検討する川西町」とかと書いて、新庁舎はこちらとかという案内というんですか、看板というんですか、そういうことも利用してひとつ検討してもらうんですが、そこら辺は新庁舎建設についてありますかね。

○議長 ただいまの質問は通告外に及んでおりますので、新庁舎については。

○4番 次に、育休についてであります。私何でこれを質問したかというと、小泉大臣が取った段階で賛否がいっぱいありました。やっぱりまだまだ男性有利の社会になっているとい

うようなことで、また、川西町においても企業間でかなり温度差があるということで、これを打破するには職員、ここからかなというような気持ちでおりました。答弁の中にもあるように、2日とか5日とかという話がありましたけれども、それも踏まえて、2時間とか4時間とかという、この時間に対する考え方はないんでしょうかね。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 答弁にございました、配偶者出産休暇は、入院の日から出産後2週間までの間に2日間まで取得できるということになってございます。あと、もう一つは育児参加のための休暇、これについては、産前6週間から産後8週間の間に5日間まで取得できるというような中身になってございます。これが、男性公務員だけに与えることができる特別な制度ということになっております。

これらの制度、現実的にちょっと取得した者がいないという答弁のとおりでございますけれども、この2日間ないし5日間というものを時間、2時間とか3時間に区切るということについては、その運用の話になると思います。現実的な取得者がいないので、その運用についてこれまでちょっと検討した経過がございませんが、なるたけこの制度の趣旨に沿うことができるよう、時間を組み、1時間刻みのことはどうかなと思いますが、せめて半日刻みぐらいのことまでを運用で弾力的にできるかどうかを検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 これね、あんまり2日とかと5日とかと取らせますと、3割の方が育児をしないで、ただ単に休んでいるという統計があるんですね。育児で子供たちと、そういうおむつ交換とかミルクをやったりしないで、ただ単に育休取ったというだけで、3割の方がそういう統計があるんだそうです。ですから、取らせればいいということじゃなくて、結局、奥様が病院に行ったときに一緒に連れていくとか、そういうことで半日とか2時間とかというふうにしたほうがいいかなということです。そのほうが、強制的みたいに、「おまえ、2日やるから」「5日やるから」といって、何にもしないで3割の方が「取ったんだ、いや、役場は大したものだ」なんて、これ自慢にも何にもならないので、そこら辺、私心配しているところであります。

もう一つは、なぜこういう育休を取らせるかというと、育休を取った人は2人目、3人目が生まれやすいんだそうです。ですから、川西町の人口増加のために、こういうことを一役買っていただいてやると、そういうことを加味しながらお願いをしたいと思います。

続きまして、次に、学習指導要領ですが、一生懸命準備をしてくださったというふうに思っておりますが、単純に親御さんからの大きな関心事であります。質問書のこの中にも書いておりましたけれども、70時間とか50時間とかという、この3、4年生が時間を費やすということは、非常にぎゅうぎゅう詰めになるのかなというような心配事もありましたけれども、答弁書の中にはないというようなことだったんですが。

これ、外国語の指導助手というんですか、これで今回の予算が857万円をつけておりますが、これ2人体制だと思いますが、これ2人体制で各小学校を回るということでよろしいですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 指導助手につきましては、外国の方2人と、それから、先ほど申し上げましたけれども、文科省の研修を受けた者1人ということで3名で英語を回しております。

ALTというか指導助手のほうは、1人は小学校、1人は中学校で専門にやっております。ですから、小学校につきましては、教諭から指導者に移った1人と、それからALTと2人で、6つの小学校をぐるぐる回りながら、担任の先生と一緒に指導に当たっているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 それで、小学校各学校で格差は出ないですか。その時間割も小学校一律でないと思うので、それが私一番心配している。小松小学校がよくて、吉島小学校がいまいちだなとか、そういう小学校自体から格差が出ないことを祈っておりますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 議員ご指摘のとおり、6つの小学校から1つの中学校に行くわけでありますので、それぞれの小学校で進度とか内容とか、そういった格差と言わされましたけれども、違いが出てくれば困るのは中学校だろうと、そんなふうに思っておりまして、我々も5年前からそのばらばらになるのを極力避けるために手だてを講じてまいりました。

その考え方は、護送船団方式というふうに名づけておるんですが、経済関係の言葉でありますけれども、多数の船があったとして、その中で最も速度の遅い船に合わせて進度を進めていくと、集団でずっと船団となって進むというふうな発想であります。

具体的には、1年間通して計画をぎちっと立てまして、その計画に沿って一歩も出さずに進んでいくという、そういう仕組みを作りました。ですので、どこの学校に行っても同じ内容の授業が行われているということであります。それを可能にしたのがユーチューブであります。

す。ユーチューブでもって先生方にどのような授業をしたらいいかというのをお知らせし、なおかつ指導計画を前もって配布しておりますので、それでもって先生方も、そしてそれをお手伝いする外国の指導助手の方も理解した上で進んでいるというところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 教育のことでございますので、やはり先ほどおっしゃったように、取りこぼしのないように、そして英語が嫌いにならないように、何のために習ったのかというようなことにならないようにですね。それで、一番心配しているように、やっぱり引きこもったと、分からなかつたと、ついていかれないというようなことがないように、これは徹底していただきたいと。小学校の人数が少ないので、これは何とでも、教育は一番下にレベルを合わせるということも大事なんでしょうけれども、今後、川西町として英語教育に取りこぼしがないようにしていただければ幸いだと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時27分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

---

○議長 第2順位の神村建二君は質問席にお着きください。

9番神村建二君。

第2順位、神村建二君。

(9番 神村建二君 登壇)

○9番 おはようございます。

さきに通告しておりますとおり、3項目について質問をさせていただきます。

最初に、置賜農業高校存続のためどうするか。

①高校再編整備の中間的視点について。

②高校再編整備の長期的視点について。

③置賜農業高校存続の手立てについて。

県立高校の将来の在り方について山形県は、平成26年に県立高校再編整備計画を策定し、今後おおむね10年間の県立高校の再編整備に関する基本的な方向性を示した。将来の中学校卒業者数に合わせた学級数を目安としているが、東南置賜地区は、東南置賜地区の県立高校再編整備計画に基づいて、以下のような案を示した。

すなわち、A案とB案があり、A案は、米沢東高校と米沢商業高校の統合案であり、この場合、令和4年度に米沢東高校普通科、令和5年度に米沢商業高校商業科、令和6年度に高畠高校総合科を1学級減とする。また、B案は、米沢工業高校と米沢商業高校の統合案であり、この場合は、令和4年度に米沢商業高校商業科、令和5年度に高畠高校総合科、令和6年度に置賜農業高校農業科を1学級減とするとしております。

東南置賜地区にとって望ましい高校再編整備についての検討委員会では、令和6年度を目指とする中期的な視点と、それ以降の長期的な視点の2段階に分けて示しています。中期的な視点については、前述のA案、B案として具体的な学校の統合、学級の削減案が示されているが、置賜農業高校はB案の中で1学級減になっている。置賜農業高校は、現在、生物生産科、園芸福祉科、食料環境科があり、単科型専門学校としてその役割を果たしている。

その中で重要な課題は、長期的視点とする令和7年度以降の再編計画である。検討委員会では、望ましい配置として、令和7年度以降は現在の7校を4校または3校にする再編案を示した。東南置賜地区高校が半減され、置賜農業高校が存続できるかどうか、非常に懸念される状況にある。

置賜農業高校は、農業について学べる地域に密着した専門学校であり、地域社会、地域産業として育成すべき人材やものづくりについて学べる貴重な高校である。平成27年には、川西町と山形県立置賜農業高等学校との連携に関する協定書を締結し、お互いになくてはならない存在として今日まで来ている。将来にわたり本町にとって絶対に存続させていかなければならない高校であると強く認識するものであり、早めに手立てを考えていく必要があり、所見を伺います。

2つ目、遊戯施設の整備をどうする。

子育て支援の充実の一つに、遊戯施設の整備が望まれている。特に冬季の遊び場が限られている本町では、屋内遊戯施設を望む声が多い。

本町では、高校生までの医療費無償や幼児への給付金など、他に先駆けて子育て世代への支援に意を注いでいることは高く評価できる。一方で、幼児が遊べる施設が不足し、その充実が叫ばれているのも現実である。子育てしやすい環境を整えることは、出生率にも好影響

を与えることが期待される。

本町では、現在、新庁舎やメディカルタウンなど大型事業が続き、財政面で余裕がない状態であるが、遊戯施設の規模は様々な声に配慮する必要があるが、例えば、あいばるを含む統廃合した後的小・中学校の活用など、既存の施設を利用することを含め、広く英知を集め、実現に向けて走り出すことが肝要と思われるが、所見を伺います。

3つ目、新型コロナウイルス感染症対策について。

中国本土から広まった新型コロナウイルスの感染がとどまるところを知らない。国内で確認された感染者は合計726人（2月20日、NHK）となっている。死者も出ているが、幸い今のところ2月20日時点で東北地方には感染者はいない。本県では、吉村知事が2月19日に開会した県議会2月定例会で、新型コロナウイルスについては対策本部を設置して対応に当たっていると報告した（2月20日、山形新聞）。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応などを目的とし、予算も計上すると報道されている。

本町や山形県に感染者が出ないことを祈るばかりであるが、万が一本町に感染者が出た場合の対応などについて検討しているか、伺います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、置賜農業高校存続のためどうするか、高校再編整備の中期的視点についてであります。議員からご紹介ありましたように、県教育委員会においては、今後中学校卒業者数が急激に減少するため、東南置賜地区の県立高校の再編整備に係る検討を進めています。昨年3月7日に公表された東南置賜地区の県立高校再編整備計画（骨子案）によりますと、中期的な再編計画においては置賜農業高等学校を統合する案は示されていないものの学級数減少の可能性や、長期的再編計画には、同校の統合を含め、東南置賜地区全体で現在の7校から4校または3校配置とする方向性が示されています。

本町と置賜農業高等学校は、産業、教育、文化の分野等で相互に連携協力し、地域の発展と人材の育成に寄与していくことを目的に、平成27年3月、川西町と山形県立置賜農業高等学校との連携に関する協定書を締結しております。同校の存在は、地域の人材育成を図る上で町の宝であり、学校が有する資源や研究成果等の教育活動は、本町の活性化を推進するものと期待しております。協定書に掲げた連携事項の確実な推進を図り、本町唯一の高等学校

の存在意義を高めてまいりたいと考えております。

次に、高校再編整備の長期的視点についてであります、県教育委員会では、長期再編計画の詳細は令和7年度から令和8年度に検討するとしております。

私は、置賜農業高等学校を進学先に決定するインセンティブを高めることが最重要と考えております。そのためには、学校そのものの存在意義を高め、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを目指す必要があります。

本町においては、置賜農業高等学校に対し高等学校版コミュニティスクールの設置等を働きかけながら、農業高校としての強みを最大限に発揮したビジョンの樹立を働きかけております。

次に、置賜農業高校存続の手立てについてであります、国では昨年度から地域振興の核として高等学校教育の質の向上に取り組むとし、地方創生に資する高等学校教育改革を推進しております。高等学校と市町村、地元企業、大学等が連携し、高校生に地域課題解決等を通じた探究的な学びを提供する仕組みを構築するものであります。平成31年度の申請は、置賜農業高等学校の判断により見送られた経過がありましたが、今年度は2月5日付で当事業の令和2年度の指定を受けるべく、県教育委員会へ申請を行ったとの報告を受けております。

この事業の申請要件については、実施体制としてコンソーシアムの設置が求められております。コンソーシアムは、高等学校と市町村等との協働体制の構築を図るため組織されるもので、さきに申し上げました連携機関、団体等により構成されます。加えて、学校と地域をつなぐコーディネーターの指定を行うとされており、コーディネーターは学校や地域とのマッチングを実施する役割を担うとされております。

その検討に向けましては、今年度、既に高等学校版コミュニティスクールが設置され、活動の展開がされております小国高校の状況を置賜農業高等学校の担当者と本町担当者が共に向き、情報収集を行っております。

また、県が示した令和2年度予算に計上された事務事業においては、地域振興の核として高校の存続に注目が集まる中、1学年1学級の小規模県立高校の魅力アップや活性化への支援に取り組むとし、各学校が行政や商工会、学校関係者のほか、同窓会やPTA代表など、地元関係者と組織する学校魅力化に係る（仮称）地域連絡協議会、の運営費への補助金が予算化しております。これらのノウハウは、置賜農業高等学校が目指す取組の実効性を高める仕組みづくりに活用可能なものと思われますので、これらの情報を収集しながら、早期のコンソーシアム設置を働きかけてまいります。

施政方針においても述べさせていただいたとおり、国の令和2年度からの総合戦略の取組の中では、高校生への実践的な教育の実施などが議論されております。地域の将来を支える人材育成のため高校改革に取り組み、地方創生の推進を図るというものであります。国が示すこれらの方向性を踏まえながら、置賜農業高等学校の存続意義を高めるビジョンを確立し、同校の存続を目指してまいります。

次に、遊戯施設の整備をどうするかについてであります、町ではこのたび、子供たちが健やかに成長できる社会を目指し、令和2年度から5か年間を計画期間とする第2期川西町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。計画を策定するに当たり、昨年度、就学前の児童と小学生1年生から6年生までの児童の保護者を対象としたアンケート方式によるニーズ調査を実施し、合計760人から回答があり、その中で、土曜日、日曜日も含め屋内の子供の遊び場の整備に対するご要望をいただいているところであります。

現在、町では、地域版子育て支援の拠点としている子育て支援センターの開館日を毎週月曜日から金曜日のほか第2、第4土曜日とし、日曜日には閉館としておりましたが、2年度からは、土曜日、日曜日についても毎週それぞれ午前中は開館する計画であります。

センターの利用状況は、昨年4月から今年1月までの10か月間では、合計で延べ約2,000組にご利用いただき、その内訳は、町内7地区全域からの合計がその4分の3、残り4分の1が町外利用者であります。今後は一層利用しやすい施設を目指す考えであります。センターの使用料は無料となっており、屋内はもちろん、園庭や畠などの屋外スペースを利用し、保護者と一緒に安心して遊べる施設であり、専門のスタッフによる子育て相談や魅力あるイベントの開催など機能の充実を図るとともに、周知・PRに努めてまいりたいと考えております。

このほか、子供たちの放課後等における安全で健やかな居場所として、小学校や地区交流センター等の施設を利用した放課後児童クラブと放課後子ども教室があります。放課後児童クラブは、町内5か所であり、放課後や保護者の長期休業中、適切な遊び及び生活の場を提供し、また、放課後子ども教室は、町内に3か所あり、学習活動やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会を提供しております。

議員からの子供の遊び場として既存施設の利用についてのご提案がありますが、現在のところ、廃校となった小学校校舎については、地元の皆さんのご意見等を反映しながら、今後の対応を進める考えであります。

また、川西町交流館あいぱるについては、町生涯学習課を館内に置き、合宿施設、会議室、

体育館等の貸し館業務のほか、埋蔵文化財資料展示館、アルカディア人物館などの展示等により、町内外から多数の個人、団体にご利用いただいておりますが、施設の特性を生かした利活用について検討しているところであります。

町では、今後の子ども・子育て施設整備については、少子化の推移、住民生活の広域化、子育て世代の生活の多様化等の動向を踏まえ、効果的に将来にわたり持続可能なものとする視点で取り組む考えであります、その検討に際しては、廃止、休眠、遊休等の施設やあいばるなどを有効に活用することについても十分考慮し、調査・研究してまいりたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります、新型コロナウイルス感染症は、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生している状況にあり、国では2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を示し、さらに、2月28日に内閣総理大臣、文部科学大臣から全国の小・中学校等に対し臨時休業を行うよう要請があるなど、感染流行の早期収束に向け、全国民挙げての対応が求められております。

町では、1月30日に庁内関係課で組織する新型コロナウイルス関係連絡会議を立ち上げ、情報の収集と共有、公共施設等への感染症予防のポスターの作成、掲示、SNSを通しての注意喚起を行ってまいりました。そして、国の基本方針を受け、2月27日に川西町コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。本部は、本職を本部長とし、全庁挙げての組織体制を確立し、これまで町内の福祉、医療、児童、教育施設等の現状と課題、町内産業への影響予測、町等が開催するイベントや会議等の開催の是非と感染の未然防止対策を重点的に取り組むとしました。3月3日には、手洗いやせきのエチケットなどの感染症予防対策やイベント等の開催基準等を記したチラシを全戸配布したところであります。

また、国の要請により、3月2日からは小・中学校を臨時休業としたところでありますが、その内容や留意事項について、学校を通して保護者の皆さんに周知するなど、混乱を招かないよう努めているところであります。

万が一本町に感染者が出た場合の対応でありますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき取り扱われることとされており、発生した情報は都道府県に届出され、都道府県は本人または保護者の同意の下、所在する市町村に連絡が入ることとなります。そして、感染者には、公衆衛生上の観点に基づき、疫学調査、入院措置等を行い、併せて感染経路、濃厚接触者の特定、濃厚接触者の健康観察や外出自粛などを図ることとなります。

なお、感染の疑いが心配される方については、現在のところ、置賜保健所の帰国者・接触者相談センターが受診相談の窓口となっており、同センターから勧められた医療機関で受診し、診察した医師が必要と認めた場合は、コロナウイルスPCR検査を受けた結果により、感染者の発生の有無が分かることとなります。

町といたしましては、国・県からの情報を得ながら、連携のもと全庁体制で臨み、町民の皆さんの不安を払拭し、混乱を招かないよう対策を講じてまいりたいと考えております。何より家庭、地域、施設、町全体の中で感染を拡大させないこと、感染経路を遮断することが最も重要な対策であるものと認識し、感染予防対策を講じる上では、町民生活や経済活動に制約を加え大きな影響を及ぼすことも予測されますが、町民、事業者等の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、国・県と連携し、感染を早期に収束させる取組を図ってまいります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○9番 ご答弁いただきました。

それで、最初に、置賜農業高校についてでございますが、2019年の新聞報道によりますと、ちょっと古いんですけれども、長期的な視点の高校再編の計画でございますが、先ほどのご答弁にありましたように、3校または4校になるというようなことでございます。

その中身は、現在7校ありますけれども、そのうちの4校を残す案は、米沢興譲館、それから米沢東と米沢商業を統合した（仮称）米沢新Aという高校、それから米沢工業、そして4つ目が、南陽、高畠、置賜農業を統合した置賜新という4つの高校を残す案がございます。それから、3つを残す案としては、米沢興譲館と米沢東校を統合した米沢新B、それから米沢商業と米沢工業を統合した米沢産業、そして、南陽、高畠、置賜農業を統合した置賜総合という3つの案があるということでございまして、そういうような案が出ているわけでございますが、どうもその地元の高校として密着した活躍をしているという高校の内容を勘案しているのかどうか。非常に中学卒の卒業生が数が少なくなっていくんで、7校を4校にしたり、7校を3校にしたりというような、そういうことが際立って見えるんですけども、いわゆる数合わせの感がするわけでございますが、その辺についてのご所見を伺いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 高等学校におきましては、社会を担っていく人材の育成という大きな観点で、それぞ

れ伝統や特色ある教育を実践されているわけでありまして、それに通っている子供たちがその目標に向かって懸命に勉学や活動をされているわけでありますから、その歴史性をしっかりと踏まえた上で、将来に向かった学校の在り方について協議いただく、検討いただくということになると思います。

一方では、少子化が急激に進んでいるという大きな課題がありまして、その中で規模が小さくなってしまっても存続できるのかどうかというようなことも大きな課題になっていくわけでありますし、我々からすれば、地域に密着した、特に工業や商業や農業高校というのは普通高校とは違う魅力のある教育を実践しているわけでありますので、その特性が十分発揮されるような仕組みは、今後とも存続してほしいと強く期待しているところであります。

○議長 神村建二君。

○9番 答弁書にもありましたように、町と川西町が協定を結んでいる。平成27年3月、川西町と山形県立置賜農業高等学校との連携に関する協定書、これを結んでいるわけでございますが、この協定書の中で置賜高校の将来の在り方についての、そういった内容が協定の中にあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 協定書の内容でございますが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町と置賜農業高等学校が相互に発展するために、資源や研究成果等の交流の促進をして、産業、教育、文化の分野で協力していくため、この協定を締結したところでございます。

その中で、連携事項につきまして6つの項目を掲げて、今取組を進めてございます。1つには、地域産業の振興、人材の育成に関する事項でございます。2つ目、6次産業化の推進に関する事項。3つ目、地域文化の振興に関する事項。4つ目、プロジェクト研究に関する事項。5つ目、施設の利用に関する事項。最後、6つ目では、そのほか両者が必要と認める事項ということになります。

ただいまご質問いただきました、今後の置賜農業高等学校の存続というふうな分野につきましては、学校側との連携が必要となってまいりますが、6つ目の両者が必要と認める事項というふうな次元というふうに捉えてございます。

○議長 神村建二君。

○9番 それで、やっぱり置賜農業高校は是が非でも本町に残しておかなくちゃならないということを切に思うわけでございますが、その協定書も含めて、川西町とそれから置賜農業高校が双赢・双赢の関係になるということ、施策、仕組み、イベント等でそういう関係が

必要なんじやないかなというふうに思われますが、そのためには本町の役場組織の中に、例えば置農校担当課みたいのを新設して、そして置賜農業高校が川西町に存続できるように今から対策を練っていく、そのくらいの熱意が必要かと思いますが、その点について所見を伺いたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 置賜農業高校の存続というのは、本町において大きな柱でございますので、置賜農業高校がさらに発展できるように支援をしていくということは、町として重要事業として取り組んでいきたいと思います。現在は、未来づくり課の中に担当者を配置しながら、置賜農業高校との連携を図るために協議などをさせていただいてまいりましたので、それをどのような形に発展していくのかということについては、今後の組織運営の中で検討させていただきたいと思います。

○議長 神村建二君。

○9番 いずれにしても、今、置農の、例えば総務大臣賞をもらったふるさとづくり大賞とか、それから紅大豆による食品開発、それから豆ガールズの活躍、こういったものは全国的にも評価され目を見張るものがありますが、この火を消さないためにも、これからしっかりと町としても対応して、そして何としてもなくさないと、置賜高校は川西町に存続させるということをぜひお願いしたいと思います。

次に、2番目の遊戯施設の件でございますが、今答弁の中では、子育て支援センターがその役割をしているということでございますが、この子育て支援センターは吉島にあると思うんですが、10か月で2,000組が利用されていると。これは、全体の町の子供さんをお持ちのご家族から見て多いのか少ないのか一概にはちょっと判断できないんですけども、そのほかに、放課後児童クラブと放課後子ども教室があるということでございます。放課後児童クラブは町内に5か所あると、それから、放課後子ども教室のほうは町内3か所あるということでございますが、これは運営の方法というのは同じなんですか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 放課後児童クラブあるいは放課後子ども教室は教育委員会のほうで所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

その性格が少し違いまして、放課後児童クラブは、共働き親等々でお子さんの面倒がなかなか見られないというような方を主に放課後、学校が終わって放課後に面倒を見るというよ

うな性格のところでありまして、現在、例えば土日については朝から見ておりますが、そういったどうしても共働きで子供の面倒を見られないというようなことを対象にしていると。

それから、子ども教室につきましては、そうではなくて全ての児童を対象にして、例えば土日なんかでうちで遊ぶのではなくて、そうではなくて子供の居場所づくりといいますか、そういった関係で全ての子供を対象にした、先ほど言った共働きとか、そういった区分けをせずに、全ての児童を対象にした教室というようなことで、性格が違うものでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 ありがとうございました。

それで、児童クラブにせよ子ども教室にせよ、それは希望すれば誰でも自由にオープンに行って利用できるということになっているんですか。それとも登録か何かして、固定されているという感じなんですか。どちらですか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 児童クラブについては、先ほど言ったような要件がございますので、登録制となっております。それから、子ども教室については、全児童を対象としますから、そのときに参加できる者全てが参加できるようになります。

○議長 神村建二君。

○9番 ありがとうございました。

それで、この幼児施設の整備について質問に上げた理由は、我々議員が議会だよりを出しております。その中で一番後ろの表紙に子供さんを持っている親御さんのインタビューという記事がございまして、それを見ると、例えば昨年4月から今年の1月号、一番直近では令和2年の1月号ですが、昨年の4月から今年の1月号まで4回発行をしているんですけども、その中で3回、3冊の議会だよりの中に遊戯施設についての要望が記載されているんです。だから、4名のうち3名がそういう要望をコメントしていると。

例えば去年の4月号では、こういうことをおっしゃっております。冬期間でも子供が伸び伸びと遊べるような屋内施設があれば助かります。これは東大塚の方で、子供2人を育てているお母さんです。それから、令和元年の7月号では、こういう記載ですね。ママ友で話題となるのは、川西町には子供を遊ばせる場所がないということです。休日には、町外の公園や室内遊戯場を求めて出かけます。この方は犬川地区の方でございまして、同じように子供2人を育てているお母さんです。それから、令和2年の1月号、直近ですね、一番最新の版ですが、子供たちが伸び伸び遊べる場所が増えるといいなと思います。この方は吉島地区の

方で、子供を1人育てている。こういうように、やっぱり非常にニーズが、今の現状に対してニーズが高いんですね。

したがって、ご答弁にあったような子育て支援センターだけでいいのかどうか、それは十分考えていらっしゃると思うんですけれども、そういったお母さんたちの声が非常にあるということをやはり認識していただいて、そういったものに応えられるように対応をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次の新型コロナウイルスの感染、これにつきましては、最初冒頭で申し上げました、感染者の合計が2月20日の時点で726名というふうにお話ししましたが、その後増えて、現在増えておりまして、今朝の新聞を見ますと感染者は1,035人になっていると、死者が12人だと。これは、クルーズ船に乗った方706人を含めて、現在1,035名の方が感染しているということでございます。それから、東北地方には感染者はいないというふうに冒頭で読ませていただきましたが、これもその後、宮城県に感染者が1名出ているということでございます。

したがって、まだ山形県には発症していないんですけれども、非常に危ない状況になっているということでございます。

それで、まず、町のほうでもいち早く2月27日に対策本部を立ち上げなされて、そして、新型コロナウイルス感染の予防及び川西町主催のイベント行事等の開催基準について、これも3月3日付で作成して全戸配布しているということは、非常に対応はよろしいかなというふうに感じるわけでございます。

その中で、国のほうも学童保育を原則開所するようにと、小学校休校というような方針を打ち出して通知を出しておるんですけども、そういった中で全国的にこういう関係者の声もあるんです。これ学童保育ですね、教室より狭い場所で大勢の子供が丸1日過ごすことになれば、健康面や安全面でむしろ悪影響になるのではと疑問視する声もあるということですが、そういった点では本町は大丈夫なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 学童保育、先ほどご説明しました放課後児童クラブが、この学童保育と一緒にあります。本町では、5か所で開設をしております。1つは小松小学校、それから小松幼稚園、それから大塚小学校、それから中郡小学校、吉島小学校、この5つでやっておりまして、それぞれ設置場所については、大塚が大塚のセンター、それから小松が小松小学校、それから、キッズビレッジ、小松幼稚園は幼稚園の中、それから中郡は中郡小学校、それから

吉島は先ほどの旧吉島の幼稚園、先ほど説明がありました子育て支援センターの中、そこで活動をしております。場所的には1か所になります。人数については、のびのびクラブといいますか、小松が51名、それから大塚が36名、それから中郡が43名、吉島が86名、それから小松幼稚園が33名というような人数であります。

その状況についてであります。国から事業運営に当たって子供をできるだけ離すような措置を講じなさい。例えば、学習する際は、机がいっぱいあつたときには、子供を分散してやりなさいなんていう指示が出ております。

また、教育委員会としては、そういったことができるよう、学校で行っている部分については、学校の教室、今空いているところがありますので、そういったところを使っていただいて、子供たちが密集しないような措置を講じていただきたいというようなお願いをしながらやっているところであります。

ただ、現実のところ、じつとしている分については、子供たちは指定されたところで密集しないようにするわけですが、遊ぶというようなところになると、子供たち同士がくつついで遊んでしまうという実態は見受けられる状態であります。

したがって、十分に離れて感染予防ができるかというところになると、若干難しい部分も抱えているというのが現状かというふうに捉えております。そして、それを防止するために必要なものということで、そのクラブを運営する方にお聞きしたところ、マスクとか消毒薬というのがありました。そのために、この対策本部からマスクや消毒薬をお持ちし、できる限り感染防止が図られるような手だてを講じているところでございます。

○議長 神村建二君。

○9番 あと、老人ですよね、老人が非常に重症化しやすいという国の人々もありますし、そういうことが言われています。

そこで、本町の老人ホーム、特別養護老人ホームとか、そういった高齢者が集団で暮らす施設へのそういった目配りとか要請とか、そういったものはあるんでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 町内の特別養護老人ホームやそういった部分に関しましては、国から感染予防のほうの通知などが来ておりまして、そういった部分、情報の共有などはさせていただけます。

なお、町で実施している高齢者対象にしている事業、介護予防の事業が主になるんですけれども、そういった部分については3月いっぱいお休みという形で対応させていただ

いておりますし、あと、百歳体操だと町民の方が自主的に行われている、そういう取組もありますが、そちらにつきましてはお休みをするよう、町のほうからは要請させていただいている状況になります。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○9番 一般的に、例えば施設に対する出入りで感染する場合が想定されるんですけれども、そういう面会についての制限とか、それから、施設内でのそういう共有部分での制限とか、そういうものはあるんですか、やっているんですか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 こちらで把握している部分ですと、特別養護老人ホームそよ風の森さんでは、面会制限を行っていると。あと、湖山病院におきましても、面会の制限は実施しているということでお聞きしております。

なお、先ほどご質問にありました町からの支援の部分では、県と連携しまして、マスクについて施設内での在庫等がなくなった場合、そして、施設内での感染等が発生した場合については、県・町なりで連携して、マスクなどのそういう予防する用品などについて提供するようなことでの通知等は来ております。

以上になります。

○議長 神村建二君。

○9番 そうすると、通常の動きよりも非常に制限されているといいますか、そういう部分があります。そうすると、そこの施設で働いていらっしゃる方への負荷が増えてくると思うんですが、そういうことで人数の手当てとか、そういうものは現在大丈夫なんですか。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 私からお答え申し上げます。

実際に感染リスクを防ぐという面では、今議員からご指摘あったとおり、働く方、こちらのほうの対応が必要でございます。その結果で、まず今、感染を予防すると併せて、実際の感染のリスクを防ぐための働く人の手当て、すなわち、とりわけ熱があったらばすぐ休めるようにとか、さらには休んだ場合の休業補償とか、これも今国のほうで指導いただいていますので、これらの老人施設、福祉施設のみならず幼児施設、あとは企業等も含めて、国の指導に合わせまして対応していくと、そういう考え方でございます。

以上です。

○議長 神村建二君。

○9番 あと、経済的な面ですけれども、飲食店、それから宿泊施設、そういったところの影響が全国的にもあるというふうに言われておりますが、本町にも当然そういうことが考えられるわけですけれども、そういった経済的影響に対する支援といいますか、配慮といいますか、そういったものはあるんでしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 本町では、企業訪問ということで商工会さんと連携をしながら、この新型コロナウイルスに対しての企業訪問を行っているところでございます。それで、その中には感染予防に対するチラシとか、それから経済産業省で新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へというような資料、それから県の振興資金の関係、それから融資の関係等々の資料をお持ちして、情報提供に努めているところでございます。

状況として3月3日から企業訪問していて、六、七件、今企業訪問しているわけですが、製造業関係については、今のところ大きな影響はないということでございます。現在の状況が長引けば影響が出てくるかもしれないということですが、現在のところは余りないということでございました。

あと、スーパーでございますが、紙不足ということでトイレットペーパー、マスク等、それから殺菌剤ですか、そのようなものが不足しているというような状況でございます。また、小学校、中学校、高校、学校休業でございますので、簡単な食事といいますか、カップ麺、それから焼きそば等の簡単な食事が不足しているような状況でございます。

あと、飲食業でございますけれども、飲食業については、全て現在のところキャンセルの電話をいただいているということで、大変苦慮していただいているというような報告を受けております。

○議長 神村建二君。

○9番 そうですね、今最後のところの飲食業、この方たちが一番直接もろに本町においても影響を受けるのかなというふうに想定されるんですけども、当然国のほうでもいろんなことを考えていると、県のほうでもそういうような支援を考えているということでございますが、町として独自にそういったものがあるのかどうか、お伺いします。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 現在のところ町独自でということはないわけですが、国それから県あたりの融資制度等がございますので、それと連携しながら対応していきたいというふうに思ってい

ます。

○議長 神村建二君。

○9番 新型コロナウイルスはこれからだと思います、いつ何どき県内に発症者がいるかどうか分からぬ状態で過ごしておりますけれども、そういった情報を、最新の情報を職員のみならず町内に速やかに情報を流してもらって、そして臨機応変な対応をしていただくということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時40分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第3順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 それでは、午後一番の質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長宛てに通告のとおり、質問いたします。

初めに、川西町の読書推進によるまちづくりとそのほか関連について質問いたします。

最近、近隣市町では、老朽化、手狭感などの理由で図書館が新設されています。それぞれに図書館を通した人づくり、まちづくりを進めています。

米沢市のナセBAは、開館2年余りで100万人利用などの報道もありました。高畠町立図書館、白鷹町立図書館なども、利用者が大幅に増加していると聞きます。全国では、まちづくりの一つのアイテムとして図書館の利用を進める市町村も増えてきていると聞きます。

川西町には、言わずと知れた遅筆堂文庫、町立図書館があり、フレンドリープラザとともに文化活動の中心となっています。2018年の貸出し冊数は2万3,813冊、貸出し者数では6,372人と、県内でもトップの利用です。井上ひさし氏の蔵書の中には、ほかの図書館にはない本、文献などもあり、県立図書館をはじめ他市町の図書館からも貸出し依頼があると聞

きます。町内外の利用者に親しまれる施設としていることは、大変誇れるものであります。

議会では、昨年3月議会で川西町読書推進条例を議員発議で制定いたしました。制定から1年がたちます。条例には、具体的な事業や施策を定めた条例ではありませんが、町民の読書活動が容易にできる環境整備を推進するとあります。読書推進の環境整備の状況について、質問いたします。

遅筆堂文庫関連では、山形市のシベールアリーナの運営が厳しい状況にあるとの報道があり、アリーナ内の文庫に貸出しした書籍もあります。町とシベールアリーナとは、書籍の貸借協定のみの関係と認識しておりますが、今後の関係はどのようにするのか、質問いたします。

次に、介護予防について質問いたします。

近年、高齢者は健常な状態から要介護状態になるまでの間にフレイルという中間的な段階を経ると考えられてきました。具体的には、高齢者の心身の活力、すなわち筋力や認知機能、社会とのつながりなどが弱くなった状態を言うそうです。年齢を重ねて衰えていくのが人の常ですが、筋肉量が減るサルコペニア状態を経て、生活全般が衰えるフレイル、そして介護状態に入ると言われ、坂道を下るように進むと言われています。高齢者の心身の活力低下は老化現象として見過ごされてきましたが、フレイルの段階で適切な対応を取れば回復できると関心が高まっています。

日本老年学会では、このフレイルという概念を提唱し、多くの高齢者の生活機能の維持、向上を目指して普及に努めています。

町でも、さらに元気アップ教室、すこやか塾、いきいき百歳体操、いきいきサロンを開催し介護予防を推進しておりますが、フレイル概念導入でバージョンアップすべきだと思いますが、介護予防の現状とフレイル導入の考えを質問いたします。

次に、フレイル予防の一つとして、口腔・嚥下機能を保つためのケアが挙げられます。嚥下機能の低下により、食べ物や飲み物が気道に入る誤嚥のリスクを避けるためのオーラルケアへの対策も必要だと思いますが、現状と対策を質問いたします。

3番目は、教員の変形労働時間制の導入について質問いたします。

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入する公立学校教員給与特別措置法改定案が多くの反対の声の中、与党の賛成多数で国会で可決、成立いたしました。今年は各自治体で制度の導入の是非が問われ、2021年からの運用となります。

山形県の学校における働き方改革推進方針によりますと、2019年10月の超過勤務状況では、

小学校では平均44時間55分、中学校では62時間9分となっており、80時間以上の勤務数は、小学校で87人、2.45%、中学校で445人、22%となっています。1週間当たりの学校勤務時間が60時間を超えている教員が、小学校で4割、中学校で7割と発表されています。週60時間とは1日12時間となり、過労死ラインを超えていました。

また、普通の会社では支給される残業手当がありません。給特法では、どのようになっているでしょうか。川西町の教員の勤務状況はどのようになっているかと併せて質問いたします。

働き方改革が言われ、官民とも労働時間の短縮が部分的には進んできています。しかし、教員の長時間労働解消は、前述のようにまだまだ進んでいません。学校支援員の配置でも間に合わない状況と聞きます。解決策は教員の増員しかないと思いますが、教員の働き方改革の現状はどうでしょうか、質問いたします。

小・中学校教員の身分は県費負担職員ですから、勤務体系は県の権限で決められ、変形労働時間制関連の条例は県が決定します。これを受けて、2020年度中に地方議会で制度導入が審議されるとあります。教員も労働者の一人であり、憲法に基づいた労働基準法が適用されるはずです。このたびの制度導入は重大な労働条件の不利益変更であり、労使協定を結ぶ必要があるのではないかでしょうか。制度導入の考え方と進め方について質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、読書推進によるまちづくりについて、読書推進の環境整備の状況についてであります。感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする読書は、人生を豊かに生きる上で大切なものです。平成31年3月22日に議員発議で制定された川西町読書推進条例は、町民が読書活動を容易に行うことができるよう、環境整備の推進が町の役割となっております。

その読書推進の役割を担う町立図書館は、約6万冊の蔵書を有し、多くの皆さんからご利用いただいているところであります。幼児期から本に親しむブックトークの取組は、全国の先駆け的な図書館であると認められ、平成16年に子供の読書活動優秀実践図書館に選ばれて文部科学大臣表彰を受けております。

現在、読書環境を推進するため町立図書館では、幼児・児童向けの事業として定例のおは

なし会や夏休みやクリスマスのおはなし会、隔年ごとの絵本作家のワークショップ、子どもの読書週間でのイベントの開催、町内各小学校でのブックトークなどに取り組んでいるとともに、乳児9、10か月児健康教室時のおはなし会や絵本引換券の配布を行うブックスタート、3歳6か月児健診時に絵本引換券を配布するブックスタートフォローアップなどを行っています。この様々な取組は、子供の読書離れに対する懸念等を背景として平成13年12月に公布、施行された、子どもの読書活動の推進に関する法律によるところでもあります。子供が自主的に読書できるような読書環境の整備に努めているところであります。

また、一般の利用者向けには、「今月のおすすめ本」コーナーでの本の紹介や地区交流センターへの常時貸出し、商工会や浴浴センターなどと連携した読得ポイントカードの発行、大人のための夜の図書館を隔月開催するなど、きめ細やかなサービスの提供とイベントの開催などを通して利用促進を図っております。

遅筆堂文庫においては、故井上ひさし氏から寄せられた蔵書、資料を基に、資料の特別展の開催や研究資料等のレンタルサービスの充実、朗読セミナー、編集講座、通信講座「添削堂」、遅筆堂文庫読書会等を開催することで、井上作品への関心と読書の拡大を図っております。

また、既存の利用者に対するアピールにとどまることのないよう、町報の情報掲示板への毎月の掲載や「プラザあれこれ通信」の発行、そしてイベント等は、随時SNSを利用することで情報を発信し、新たな利用者の拡大に努めているところであります。

さらに、今年度整備を行った公衆無線LAN、Wi-Fiも、図書館を利用していただく方へのサービスとして読書活動の推進につながると考え、環境整備を進めたところであります。

読書活動の推進には、まず町民一人一人が読書の楽しさを再発見し、日常生活の中でわずかな時間でも読書を習慣づけることが肝要と考えます。様々な年代層の方に図書館に足を運んでいただき読書の楽しさを見つけていただくことで、読書習慣がある町民を増やし、読書を通じた人づくり、そして文化的で豊かな社会の構築につながるよう、これからも継続して事業を進め、読書推進の環境整備に努めてまいります。

次に、シベールアリーナとの関係についてであります。初めに、シベールアリーナは、山形市蔵王松ヶ丘の洋菓子メーカー株式会社シベールに隣接する文化施設であります。当該施設のパンフレットでは、講演会やコンサート、演劇、落語などの公演を行い、参加型イベントの開催や共催事業も取り組み、様々な角度から地域文化の振興に努め、文化の一翼を担

うこととする目的とされ、創設された方が株式会社シベールの創業者である熊谷眞一氏であります。

このシベールアリーナの内部に遅筆堂文庫山形館が開設されており、本町出身の井上ひさし氏がご健在のころより熊谷氏と交流があり、お二人の関係性の下に、平成20年9月にシベールアリーナ並びに遅筆堂文庫山形館が開館されました。その後、井上氏は平成22年4月に逝去されましたが、本町の文化芸術の振興に多大なるご貢献をいたしました。また井上氏のご意思を尊重し、氏より寄贈された資料の一部、約2万3,000点をシベールアリーナ及び遅筆堂文庫山形館を運営する公益財団法人弦地域文化支援財団に貸し出しております。貸出しに当たっては、平成23年4月8日付で遅筆堂文庫資料の貸借に関する協定書を締結しているところであります。

財団は、熊谷眞一氏が代表理事を務められている公益財団法人であります。財団設立に当たっては、私的に所有する株式を基本財産として創設されたと伺っております。運営も基本財産からの収入や株式会社シベールからのネーミングライツ料等により賄われてきたとお聞きしており、平成31年1月に株式会社シベールが民事再生法適用を申請し、再生計画により新シベールとなりました。新たな経営者は財団への支援はできないとのことから、現在、ネーミングライツの募集を行っていると承知しております。

本町と財団との関係性へのご質問ですが、当該資料の貸借を通じた相互の連携協力により、本町遅筆堂文庫へのインフォメーション機能を発揮していただく関係にはありますが、基本的には資料の貸借関係にとどまるものと認識しております。

また、今後の関係はどのようにするのかについてであります。昨年1月に菓子メーカー株式会社シベールが民事再生法適用の申請を行った旨の報道後、速やかに事実関係の確認と影響等について財団側にただすとともに、貸し出している資料に紛失、散逸等の影響が及ばないよう対応を申し入れました。その上で、前記の協定書に含まれていない本町の所有権行使による返却を条項に盛り込むことを双方で協議、合意し、令和元年10月17日付で変更協定を締結したところであります。

ご案内のとおり、財団は運営の安定化に向けて努力を続けておられ、本町としては、町民の財産である寄贈された資料の返却を求める所有権の行使を留保し、財団の努力を注視してまいりましたが、先月2月25日に財団の理事会が開催され、運営、事業の継続が決定されたと報告を受けております。この報告では、併せて貸借関係の継続を求める意向が述べられましたが、まずは今後の財団運営の安定化が担保できる明白な裏づけや、貸借資料の活用等に

関する計画などを早急に提出いただくようお答えしたところであります。現在、協定書に基づく貸借関係にはありますが、提出される計画等を吟味し、貸借の必要性の可否等を慎重に判断してまいりたいと考えております。

なお、その過程においては、財団側から随時状況を報告いただくことと、公益財団法人の監督官庁である山形県からも情報提供を受け、資料の紛失や散逸等が生じさせないように対応してまいりたいと考えております。まずは、現在続けられている財団の努力が実り、運営の安定化が早急に実現することを強く期待しております。

次に、介護予防について。

介護予防の現状とフレイル概念導入についてであります。フレイルとは、加齢により心身が老い衰えた状態で、健常から要介護状態の中間の段階と言われており、早期に介入し弱い部分にアプローチすれば、健常な状態を取り戻す可能性があります。フレイル予防の3つの柱が、栄養、運動、社会参加と言われており、町で実施している、さらに元気アップ教室、すこやか塾、いきいき百歳体操等の介護予防事業は、全てフレイルの概念に基づき、交流や体操等を通じて閉じこもり予防、筋力の維持向上及び認知症予防を図ることを目的としております。

町では、フレイルや生活機能が低下した方の早期発見のため、要介護認定を受けていない75歳到達者全員に対し、在宅介護支援センター職員が訪問し、基本チェックリストによる実態把握を行い、介護予防把握事業を実施しております。実態把握の結果、フレイルのおそれのある方に対しては、フレイル予防の指導や介護予防事業、介護保険制度の情報提供などの支援を行っております。

また、介護予防事業の充実を図るため、平成30年度からリハビリ専門職をいきいき百歳体操の会場に派遣し、参加者の体力測定を行うことで運動機能の評価を行っております。さらに、令和元年度は、地域包括支援センター職員によるお口の体操の普及も行っており、令和2年度は、いきいき百歳体操の会場等に歯科衛生士の派遣も考えております。

要介護状態となる原因には、転倒、骨折、認知機能の低下が多く見られますが、これらは身体機能の衰えによる不活発な生活が続いたことが原因と考えられます。高齢になればなるほどフレイル予防が重要となりますので、住民の方には分かりやすい言葉でフレイル予防の必要性を伝えてまいります。

今後とも、健康長寿の実現に向け、若い世代から運動習慣の定着や食生活の改善など健康づくりを推進するとともに、高齢者にはフレイル予防の必要性を伝えながら介護予防事業の

充実と強化に努めることで、町民全体の健康度が高められるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、オーラルケアの現状と対策についてであります。議員ご指摘のとおり、高齢者の場合は、口腔機能の衰えとフレイルには大きな関連があります。義歯の不具合等により食事がうまく取れなくなつたことから、寝たきり、寝たり起きたりの生活となり、筋力低下や認知機能低下などの悪循環に陥り要介護状態になる方や、嚥下機能の低下により、誤嚥性肺炎を繰り返し、重症化する方などが見受けられますので、高齢期の口腔機能の維持向上を図る取組が重要であると認識しております。

現在の取組としては、町報により誤嚥性肺炎の予防対策として、口腔ケアに関する周知啓発を行うとともに、出前講座においてお口の健康に関する保健指導を実施しております。また、いきいき百歳体操の実施団体へ、お口の体操のDVDを配布するなど普及活動に取り組み、百歳体操と併せてお口の体操も行っていただいております。さらには、要支援状態の方で口腔機能向上や口腔ケアが必要な方に対しては、歯科衛生士が3か月間集中的に指導する事業も実施しております。

また、介護予防において歯科と連携が重要であることを理解していただくため、昨年7月、高齢者の支援に関わる医療職や介護専門職を対象に、オーラルフレイルと健康長寿をテーマに研修会を開催しており、令和2年度には、町民の方を対象として歯科保健に関する講演会の開催を計画しております。

かわにし未来ビジョンの主要プロジェクトに掲げる生涯現役プロジェクトの実現には、健康づくりや生きがいづくりに加え、介護予防も重要な取組の一つと考えております。さきにお答えしましたフレイル予防とともに、生涯を通じ自分の歯でおいしく食べられるよう、高齢期の口腔機能向上の取組を推進していきたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 橋本欣一議員のご質問にお答えします。

初めに、教員の変形労働時間制の導入について、川西町の教員の勤務状況と残業手当についてであります。2019年度における直近の1月の超過勤務状況は、本町小学校の管理職を除く教員の超過勤務時間の平均は33時間26分、中学校においては67時間27分となっております。県の調査と同じ傾向にあり、本町でも中学校での超過勤務が大きな課題となっております。

残業手当については、昭和46年に制定され、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の第3条第1項において、教育職員（校長及び教頭を除く）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額を基準として、条例の定めるところにより教職調整額を支給しなければならないとあります。また、同条第2項には、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないと定められております。

次に、川西町の教員の働き方改革の現状についてでありますが、各学校では年間計画における学校行事や諸行事を慣例で行うのではなく、子供につけたい力を明確にして行事や活動の統合、精選を行っております。また、会議等においては、協議事項と連絡確認事項を分けて、会議時間の短縮や会議の効率化を図るようにしております。そのほか、校務分掌の内容の見直しや業務の分担を進めるとともに、定時退校日を設定して、互いに帰宅の声掛けを行うなどの取組を行っております。

小学校では、学習支援員を含め教員が組織的に機能するよう、学習支援体制を組んでおり、地域学校協働本部のボランティアに最大限協力いただくなど、児童の実態に合わせた指導や支援を行い、超過勤務時間短縮に取り組んでおります。

また、中学校では、昨年度より部活動指導員を配置し、年間210時間の指導を行うとともに、週末の大会や練習試合の引率を教員に代わって行うなど、中学校教職員で超過勤務時間が増える理由となっている部活動に係る負担軽減を行っております。

次に、変形労働時間制導入の考え方と進め方についてでありますが、平成31年1月25日付、中央教育審議会の答申、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてにおいて、児童・生徒が学校に登校して授業をはじめとする教育活動を行う期間と、児童・生徒が登校しない長期休業期間とでは、繁閑の差が実際に存在するという教師の勤務態様があり、年間を通じた業務の在り方にも着目し、夏季等の長期休業期間中に一定期間集中して休日を確保することが学校における働き方を進める上で有効と報告されております。

変形労働時間制導入に関して労使交渉を結ぶ必要があるのではないかとのご指摘であります。変形労働時間制の導入は国で定めたものであり、また、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項により県が条例で定めることとなっております。

今後の国の指針や県の動向を注視しながら、教員が日々の生活の質や教員生活を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動が実践できるよう、本町の小・中学校における働き方改革を推進してまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ご回答ありがとうございます。

初めに、読書関連につきましてでございますけれども、昨年、当局側のご協力もあり、さらには関係フレンドリープラザ等々のご協力を得ながら、議員発議での条例制定ということで、まず感謝を申し上げたいと思うんですけれども、1年たって、この読書の推進については、1年たったからすぐに進むということではないんでしょうけれども、例えば読書率とか、そういうしたものというのは、統計的にはあるんでしょうか。私、フレンドリープラザから貸出し冊数やそういうものの、利用者数というものをお聞きしたんですけれども、そういうものというのは、データというのはお持ちなんでしょうか。

○議長 針生生涯学校課長。

○生涯学習課長 今、読書推進に関わって、それを数字で示すような数値があるのかということでお質問を頂戴いたしましたが、読書率ということに関しますれば、母数をどのようにするかとか、そのようなことから持ち合わせる資料はございませんが、議員がお話ししていただいたような、登録をされている方の数や、あるいは月または年間を通じた読書、町立図書館や遅筆堂文庫をご利用いただいた読書の貸出し数などはございますし、あと、その登録者がございますけれども、それについては大まかな年代ごとの登録をいただいている方々の数、そういうものは押さえているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 資料を逐一私今聞くわけにいかないんですけれども、私は表面的には県内でトップレベルの読書率というか、貸出しというか、そういうものをお聞きしたんですけれども、何を指標にするかということが基準なんでしょうけれども、課長、どうでしょう、県内の遅筆堂文庫並びに町立図書館の利用率と申し上げますか、そういうもののレベルといいますか、県内でトップというふうに聞いたんですけれども、どうでしょうかね。

○議長 針生生涯学校課長。

○生涯学習課長 申し上げましたように、比較をするものというのが、ほかと比べるとなると、貸出し数とかということになろうかと思いますし、登録者数ということになると思います。そういうことからしても、議員からお話ししていただいたように、高い位置にあるというふうに思っておりますし、本町の町立図書館、そして、遅筆堂文庫は図書館という概念にはちょっと含まれない部分もございますが、町立図書館、遅筆堂文庫ともにフレンドリープラザとい

う複合文化施設の中にあるということで、フレンドリープラザをご利用いただく、あるいはそういうことを通して本に親しんでいただくとか触れ合う、そういう接点になり得るということから、ご利用状況を見れば、議員がお話しいただいたように、県内でも有数の図書館だと自負しているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 うれしいなと思うんですけれども、より一層、県内外からも町内外からも利用者が増えるといいなというふうに思っているんですけれども、いろんな、それにつきましても、フレンドリープラザの方々、指定管理者がそれぞれに相当のイベント、企画、答弁書にございますようないろんな企画をしながら利用数を稼いでいただいているというふうに思っているんですけども、特に商工会や浴浴センターとのポイントでしたっけ、ポイントカードの発行などで、いろんな面で本の貸出しだけじゃなくて産業とも結びつく、そういうふうも大変結構な方法だなと思っております。

私、白鷹の町立図書館の読書通帳ですか、これをつけたらいいんじゃないかというお話をしたら、何と500万もそのシステムはかかるというふうな話で、どうですか、読書通帳の導入というのは、どうなんでしょうね。

○議長 針生生涯学校課長。

○生涯学習課長 現在のところ、はっきり申し上げれば、そのシステムの導入は検討はしておりません。最近ですと白鷹町ですね、あと米沢のナセB Aというところでそういう取組がなされているとお聞きをしているところです。聞いてみると、全国的にも今そういう通帳方式というような取組が、流行ではないんですが、一つの先進事例としてあるようですが、本町においては、ご紹介いただきました地元の商工会さんとの、あるいは浴浴センターとのタイアップした企画、そのほか現状もいろいろつながりを持つような企画がございますので、そうしたものを充実をさせながら読書推進の環境整備の一端を進めてまいりたいなと、このように思っているところです。

○議長 橋本欣一君。

○10番 多額の投資も必要だということなんでしょうけれども、たまるというのは、いろんなポイントもたまる、読書通帳もたまるといえば、やっぱり子供たちが喜ぶんじゃないかなと。行って、何か目に見えた形で読書がたまっていくというのが本当に楽しみになるんじゃないかなと、こう思いますので、そういった工夫、ぜひ当局側も考えながら、指定管理者等々にも実行してもらうようなアイデアとか出していただいて、この読書推進というのを進

めていただきたいと思います。せっかくつくった条例でございますので、ぜひ来年は倍に読書量が増えるような形で取り組んでいただきたいなと、こう思います。

シベールにつきましては、既に様々報道等でもございますし、ただいま答弁書ございます。さらには、今回の一般質問は4人の方ですか、5人の方ですか、シベール関係の質問を予定なされる方もいらっしゃいますので、私なりに聞くということで、それぞれにほかの方にもお聞き願いたいところでございますけれども。

1つの確認として、川西町としては蔵書を貸しているというのみで確認させてもらって、貸し借りの契約をしているということだけでよろしいんですね、そういうふうな認識で。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 シベールアリーナが建設され、運営されるに当たりましては、財団の代表であります熊谷さんと蔵書を寄贈いただきました井上先生との信頼関係の下で設立された経過がございまして、井上先生から強く遅筆堂文庫の本が多くの皆さんの中に触れる機会をつくってほしいという強い願いの中で山形館が開設されたところであります。その折に、町から貸出しをするということで協定を結ばせていただいております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 シベール自体のスポンサーというか、そういったものについては、2月を限度にスポンサーを募る、さらには無期限に延長してスポンサーを募るという、数百万の寄附があつたというふうなお話もございますけれども、町としては、その運営に関してはどのようにというか、必要性、やっぱり井上ひさし氏のつながりがあるということなんでしょうけれども、町長としては、その必要性というものはどのようにお考えでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 シベールアリーナが開設されるには、熊谷さんの熱い思いがあつてスタートしたわけであります、本町としては、井上先生からいただいた蔵書をしっかりと管理していくと、町の財産として管理していくということが第一義にございますので、貸与している、貸しているという契約以上のことは考えておりません。

○議長 橋本欣一君。

○10番 スポンサーを募りながら今後運営をやっていくということなんでしょうけれども、所有権、本町の所有権行使による返却ということが可能だという締結をしたということなんでしょうけれども、どうなんでしょうね、所有権があつても散逸するものは散逸してしまうというふうなことはあり得ないんでしょうかね、どうなんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 そういうことがないように、経営体が変わりましたので、変わることは協定も内容を精査させていただく、事業計画を出していただき、また、財団が今後とも継続できるような事業計画を示していただきながら、改めて申入れをいただきて、その可否を判断したいというふうに考えておりますので、散逸することができないように今財団のほうにはしっかりと伝えておりますので、それが行使できない場合は、速やかに返却を求めてまいりたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 やはり貸出しした文庫の中には、貴重なものもあると聞いております。それが万が一やっぱりなくなつたというのは、金銭で買えることのできないようなものもあるんでしょうから、やっぱりその辺の管理というのは十分にやっぱりしていただきたいんですけども、協定を結んだだけで大丈夫なのかという町民の声がやっぱりあるわけで、そこはきっとした形でやっぱり確認する方法も必要なんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか、確認する方法というか、毎日図書館に行ってくつづいているというわけにもいかないんでしょうね、その辺のことについては。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 今ご指摘いただきましたところについては、担当する所管課としても十分に承知をしておりまして、貸し出している本については、バーコードを添付した登録をさせていただいておりまして、その現状確認はこの間やってまいりました。今その突合作業をしているところでございますけれども、そういう中で、まず現状をきっちと把握をしながら、そして並行してこうした情報の報告、そういうことを逐一求めながら、こちらも足を運びながら、その辺のところは可能な限り対応してまいりたいと、このように思って今進めているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ散逸等々紛失がないように、厳重に管理していただきたいと、こう思います。

続いては、介護に移ります。

現在、様々な事業展開をしながら、介護が進まないように、介護の段階でストップしますというような運動、フレイルという表現があるんですけども、特段町ではフレイルという表現を使っておらなくても、ただもの年とったべという表現じゃなくて、その過程はもちろん、急に年取って分からなくなる、分からなくなるとい言い方は失礼しました、介護状

態になるということではないんで、途中経過をたどるわけなんでしょうけれども、75歳到達者全員に対し介護認定を全員チェックしているということなんですけれども、その中でいろんな事業に参加している方というのは、大体のところで結構ですので、どのぐらいの率で参加していらっしゃるものですか。もちろん健常者もいるわけですから。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 75歳到達者に対する訪問による確認ですけれども、昨年度の状況ですと、75歳になられた方158名おられます。そのうち、既に要介護認定等受けている方が6名いらっしゃいます。この方については、定期的にケアマネ等が状況の確認をしているもので、調査からは外させていただいております。そのほかに、まだ働いているとか、こちらから連絡を取っても、まだ私は元気だから、そこまで確認は要らないという方などもいらっしゃいますので、実際訪問させていただいた方につきましては128名、全体の81%の確認ということさせていただいている状況です。

うち、確認の中でやはりフレイルの疑いがあるということを持たれた方については、運動機能などでは33名、あと、口腔、お口のほうが7名、あとは閉じこもりぎみ10名、あと認知機能14名などあります。やはり何かしら半数近くの方が課題を抱えているという状況の確認はしております。

ただ、参加率につきましては、介護予防の事業、ほかの事業なんかも全てなんですけれども、高齢の事業に関しては、どうしても女性の方の参加率というのは高いわけですが、男性の方の参加というのは低い状況にあります。昨年度、課題があると思われる60数名の方につきましては、こちらから介護予防事業の参加の呼びかけ等は行っておりますけれども、ご質問にありました、実際にどの程度の方が参加しているかというところまでは、ちょっと把握していない状況になります。

以上となります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 基本チェックリストによってその把握をしているということですけれども、フレイルというのを調べますとフレイルチェックというのがあって、例えば指輪つかテストなどというような表現なんですけれども、分かりますか。とか、イレブンテストとかというのもあります。ふくらはぎを指でこうやって、この丸の中に収まらなければ丈夫であるとか、中間であるとか、まるきりすかすかであるとかというようなチェックがいろいろあるそうなんですね。ぜひそういういたものも広報か何かで流していただいて、自分の状態を自宅で確認し

ていただくという方法も一つはあるんじゃないかなと思います。あと、イレブンテストという11の項目、先ほどあったように、社会に出なくなつた、あるいは筋力が落ちた、もう一つあったんですけども、そういうしたものも分類しながらチェック項目があるようですので、ネットで引けばすぐ出てくるんでしょうけれども、そういうものも一般にやっぱり普及させてもらって、自己チェックしていただきながら、ぜひこういった事業に参加していただきたいというふうな、当然家庭訪問しながら誘導というのは、お誘いというのはしておるんでしょうけれども、そういう面でも自分でチェックできる方法というのもPRしてはどうなのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護予防につきましては、毎月町報の中で地域包括支援センターだよりということで、今年度もやはり栄養の部分や、あとフレイルの予防など、あと口腔ケアですか、そういうところでの記事などを載せさせていただいておりますので、自己チェックの部分も今後検討しながら、そういう周知活動に取り組んでいきたいと思います。

以上となります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 要介護になる一番の原因が、体の衰弱や、あるいは骨折、転倒という部分が一番多くて26.3%というような統計もございます。そのほかには、もちろん脳卒中になった、あるいは心臓疾患を持っているとかというふうな病気というか、そういうものがあるようですが、衰えるという表現だけじゃなくて、やっぱりそういうものをチェックしながら、自分はどうなっているのかなというのの体制も整えていただくと分かるんじゃないかなと思います。よろしくこの辺もPRいただきたいと思います。

時間がないものですから、すみません、次に移らせてもらいます。

学校の先生の変形労働時間制でございますけれども、町内の現状は、先ほど答弁書にございますように、小学校については33時間、中学校については67時間ということで、いわゆる月45時間、年360時間というふうな一つの目安があるわけなんですけれども、中学校の先生が大分オーバーしているということなんですねけれども、教育長、これやっぱり教育長が監督して時短という、時間短縮という、これやっぱり指導しなければ、一応監督者なんでしょうから。行政委員会の教育長については、地方公務員法の8条で労働基準監督署相当の権限があるわけですから、時間短縮をやっぱり教育長が率先して言わなければ、これ時短にならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 勤務時間の短縮については、川西町だけではなくて、日本全国で勤務実態の調査が行われる中でたくさんの事例が出てきております。ですから、変形労働時間制の導入に当たりまして、まずもって勤務時間の短縮がなされなければそれも進みませんので、何としてもここは勤務時間の短縮に向かいたいと、向けていろいろな努力をしなければならないと、そんなふうに思っております。教員の給料は県費負担でございますので、県のほうからも働き方の改革というふうなことで様々な冊子あるいは文書が入っております。具体的にどうだというふうなことは、先ほども少し述べさせていただいたなんでありますけれども、校内に委員会などをつくりまして進める。特に来年度、令和2年4月1日からは、学校に来た時間と、それから学校から退くというか、退校時間をきちっとやりながら、デッドラインである8時間はもちろんのことですが、定められた時間というのを前もって調べながら、調査しながら徹底していくつもりでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 勤務時間の徹底、管理については、タイムカードを導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 タイムカードについていろいろ現場の話を聞いたところ、職員室から出て体育館に行って、体育館から直接帰るなんていう部活動の場合、町立の体育館のほうに行ってというふうな場合もありますし、必ず学校の職員室に戻らないとタイムカードが記入できないというふうな仕組みでは困るというふうなことでございました。小学校については、人数も少ないのでありますので、毎日きちと帳簿に提出いただきまして、それを教頭の段階で確認できること、そのぐらいの規模であるというふうなことです。ただ、中学校については、そういったことから、業務全般にわたってコントロールできる、バランスよく働くことができるようなソフトを購入しまして、このたびの予算で購入させていただいて、そのコンピューターに入力する中で、その時間管理を徹底していきたい、そんなふうに思うところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 労働時間が計れないんであれば、やっぱり短縮なんでできないんじゃないですか、教育長。やっぱりカードか何かできちと管理しなければ、あなた何時間オーバーですよとしなければ、何ともならないと私は思うんです。時間ないからですけれども。

この変形労働制につきましては、例えばイメージ的に、4月や6月、10月、11月に8時間

労働を10時間に延ばす、1日の労働を。で、8月にお休み取りなさいということなんでしょう、イメージ的には。教員の疲れを8月の夏休みに、教育長、取れますか。今日の疲れを、8月の夏休みに取れますか。それが、やっぱり変形労働時間制の一番の矛盾だと思うんですよ。どうですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 疲れが取れたか取れないかというのは主観の問題でございまして、ただ単に労働時間だけで計られるものではないんだろうと、そんなふうに思っております。

ただ、今ご指摘のありましたように、繁忙期と閑散期といいますか長期休業とあるというふうなことで、一般の公務員とは、地方公務員あるいは国家公務員とは違うような形の中で勤務が組み立てられていくものだろうと、そんなふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ですから、やっぱり例えば人員が足りない、教員の数が足りないとすれば、教員を増やすなり、そういうものをやっぱり要求すべきだと思うんですよ。先生足りない足りない、補助員も足りない足りない、で、働きなさい働きなさいでは、どんどんおかしくなっていくという制度じゃないかなと思いますし、変形労働制を導入すると、一番大変なのは教育長と校長、管理職だ。一人一人チェックしなければいけないんでしょう。1年間のスケジュールを決めて、あなたはこの日程で出勤して、さらに、ここは休みなさい、それを守らなければ駄目でしょうという話になるわけなので、一番大変なのは教育長と管理職、事務職、この方が本当に大変な状況になると思いますよ。スケジュールで決められた先生方は、スケジュールどおりにしか出勤できないわけですから。それを管理する管理職の方が本当に大変じゃないかなと思いますし、いずれ来年からこれしなければいけないんでしょう。導入するかしないかは、教育長次第でしょう。教育長というか、教育委員会次第でしょうから、ぜひこれ導入しない方向でお考えいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 今お話がありましたんですが、実は変形労働時間制については、私は別な場所で実行してまいりました。水産高校の機関士あるいは航海士の方々についてであります、それは人事委員会とよく話をして進めたという経緯がありまして、何か非常に恐れているようなことはなかったです。

それから、時間外においての労働が長時間にわたって、ますます増加傾向にあるというのを承知しておりますが、そのことについても、きちんと管理さえできれば、それは十分に対

応できるものだというふうに思っております。というのは、公立の高等学校では、もう既に10年前ぐらいからエクセルを使いまして一つの表ができておりまして、毎日そこに記入をする、それを全部管理職がチェックするというふうな仕組みでありまして、私がいたところは100人を超えるような高校もありましたけれども、それはしっかりなされておりますので、そんなふうに大きなことになってこないんだろうと思います。

それから、多忙化につきましては、ただ単に人を増やせばいいというふうなお考えであります、もう一つ、やっぱり仕事量を減らすというふうなことが非常に大きなウエートを占めるんじゃないかと思いますので、その手立てをここ1年考えていきたい、そんなふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 やっぱり管理者なわけですから、最高責任者なわけですから、ぜひその辺、仕事も減らす、楽にしてあげること、やっぱり考えていただきたいと思います。県の条例が制定されれば、1年かけて町議会でも協議するわけで、いずれお話しする機会があるんでしょうから、よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時20分といたします。

(午後 2時02分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

---

○議長 第4順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

5番吉村 徹君。

第4順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 壇上より3点ほどご質問いたします。

まず、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

これまで当町では、農作物鳥獣被害防止協議会が結成され、主に猿、熊による農作物等の

被害防止に向けて、獵友会の皆様の協力をいただきながら、地域としても花火による追い払いや電気柵の設置などにより被害の軽減を図ってきました。

しかしながら、最近ではイノシシの姿が見られることとなり、それによる被害も報告される状況となりました。

7年ぐらいになると思いますが、町の鳥獣防止被害協議会が行った研修会において、イノシシやニホンジカによる被害は、猿や熊に比べてはるかに重大であるとの話を受けたところでしたが、まさか私たちの地域に出てくるとは思ってもみなかったところであります。3年ほど前の春先にイノシシが確認され、最近では稻が倒される、畦畔が崩されるなどの被害が出てきている状況にあり、これから春作業に向けて不安を抱いている農家の方もおられることがあります、本町における被害状況についてお伺いいたします。

イノシシについては、年1回の繁殖で平均4から5頭出産することであり、数が増え、また行動範囲が広いという性格があり、捕獲が大変であると考えられる。特に今年は少雪ということもあります、本来なら獵友会の方々は雪山の足跡を追っての捕獲となるわけですが、それが困難であり、今後の被害が増大するのではないかと危惧するところであります。

9月議会において、産業厚生常任委員会として鳥獣被害対策の強化のための提言を行うとともに、去る11月7日に先進地視察として埼玉県飯能市の取組について行政視察を行ってきました。

飯能市における取組については、平成29年4月に鳥獣被害対策隊として、所属も階級も様々な職員が自ら手を挙げて参加し、市長から任命された組織横断的なプロジェクトチームとして設置され、本来の業務を行いながら、隊員活動として被害現場における情報の収集や具体的な対策のための助言や提案、また、研修会や懇談会等の開催に取り組む中で獵銃免許を取得した隊員が有害鳥獣の捕獲に乗り出していることであり、平成30年1月に農業振興課鳥獣被害対策室を設置し専任の職員を配置するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき対策実施隊を結成し、有害鳥獣捕獲を主とする対策活動が進められている。その取組は、地域住民の理解と協力に支えられながら、地域ぐるみの鳥獣被害に強い地域づくりを目指して、対策の柱として、1、環境整備、2、被害防止、3、有害鳥獣捕獲などの活動が行われていることありました。

本町においても、これまで農作物鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げ取り組んできておりますが、中山間のみならず平場でも有害鳥獣の生息が広がってきており状況を踏まえながら、地域住民と行政、農業団体、獵友会など関係する団体により実質的な鳥獣被害に対する対策

が求められていると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、社会的ひきこもりについてお伺いいたします。

内閣府が昨年3月、自宅で半年以上閉じ籠もっているひきこもりと言われる方が、40歳から64歳で61.3万人、2015年の15歳から39歳の推計が54.1万人、合わせると110万人を超えると予想されています。しかも、ひきこもりの高齢化が進み、80代の親が50代の子を世話する、いわゆる8050問題は待ったなしの大変な社会問題となってきておりますが、当町におけるひきこもりの状況について把握されているか、お伺いいたします。

近年のひきこもりの深刻な状況の中で、厚労省がひきこもり支援施策の方向性と地域共生社会の実現に向けての対応と活用に向けた取組を始めることとなっているようであるが、当町の対策についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

厚労省による調査の中でひきこもりになったきっかけについて、退職した、人間関係がうまくいかなかった、病気、職場になじめなかったなどが挙げられており、その他様々な原因によりひきこもりとなっているようであり、再び社会復帰できるための取組を進めていくことが必要と考えます。

困難な問題は数々あると思いますが、孤立状態にある本人はもとより、家族の相談に乗り、専門性を持つ相談員の配置を行うとともに、訪問、ケア、就労援助などの社会的支援の体制を構築することが求められていると考えますが、いかがでしょうか。

最後となりますが、12月議会においての私の一般質問で取り上げました地域交通の在り方についての中で、置賜定住自立圏構想について、生活交通の広域的な運行の在り方について協議を進めていく旨の答弁をいただいたところでありましたが、その内容と現在の進捗状況についてお聞かせください。

以上、町長のお考えをお聞きしながら、壇上の質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鳥獣被害対策について、昨年の被害等についてであります。本町における野生鳥獣による被害状況の把握は、農協や共済組合への照会と被害報告があった販売農家への聞き取りにより行っています。山形県へ報告した平成28年度から30年度までの3か年の実績では、サギなど鳥類による被害面積は10アール前後、被害金額が13万円から18万円程度と落ち着いております。猿、熊、イノシシなど獣類による被害面積は約30アールから130アール、

被害金額が40万円から60万円程度と年によって変動しております。本年度における2月末現在の被害状況は、鳥類による被害面積が9アール、被害金額が17万4,000円、獣類による被害は、被害面積が32アール、被害金額が32万6,000円であり、鳥類は前3か年と同程度、獣類は減少傾向となっております。

しかし、イノシシによる被害は、昨年度の被害面積が5アール、被害金額が1万8,000円に対し、今年度は、被害面積が22アール、被害金額が24万3,000円と、面積で4倍、金額で約14倍と急激に増加しており、議員ご指摘のとおり、今後の被害拡大を懸念しているところであります。

なお、これらの数字は販売農家の被害状況であり、自家消費栽培や家庭菜園を含めた被害状況は把握できておりません。また、鹿については、目撃情報はあるものの、被害の報告は今のところ受けておりません。

次に、今後の具体的対策についてであります。これまで有害鳥獣による被害防止対策として、平成23年度に川西町農作物鳥獣被害防止対策協議会を設置し、鳥獣による農作物等への被害情報の迅速な収集と被害防止対策の普及、推進に努めるとともに、地域住民と連携した被害防止対策を築き、被害を減少させるため、地域ぐるみの活動の展開や捕獲活動の支援、捕獲機材の整備等を行っております。

さらに、平成26年度には、川西町鳥獣被害対策実施隊を配置し、被害防止計画に基づき、獵友会員による見回りや有害鳥獣の追い払い、捕獲等の実践活動を実施しております。また、国・県の交付金等を活用し、被害防除に向けた電気柵設置補助、生息環境管理に向けた緩衝帯整備、捕獲向上や従事者の負担軽減に向けたＩＣＴ技術の導入、担い手確保に向けた獵友免許取得補助等に取り組んでおります。

議員からご紹介ありました埼玉県飯能市における鳥獣被害対策隊のような組織は本町にはありませんが、本町の鳥獣被害対策実施隊の隊員は、獵友会員と所管課の職員で構成しており、お互いに意思疎通を図りながら活動を展開しているところであります。

本年度の有害捕獲実績は、2月末現在、ツキノワグマ9頭、ニホンザル12頭、イノシシ3頭、サギ41羽等となっております。ツキノワグマは昨年度の4倍で過去最高、ニホンザルは昨年の2倍、イノシシはこれまで冬場の狩猟期しか捕獲できておりませんでしたが、狩猟期以外に初めて捕獲したところであります。

イノシシの過去3年間の捕獲数は、いずれも狩猟期の実績であります。平成28年度は9頭、平成29年度は18頭、平成30年度には20頭を数えております。日中の目撃は余りなく、

年々捕獲頭数が増加しているにもかかわらず、田や草地の掘り起こし等の被害が増えており、高い繁殖率のため個体数が増加していると推測しております。

こうした現状を踏まえ、野生鳥獣対策の中でも特にイノシシの被害防止対策をこれまで以上に進め、狩猟技術の向上や捕獲機材等の充実を図り、捕獲数の増加に努めてまいります。

山形県もイノシシ被害を大きな課題として捉え力を入れている状況であり、実践活動への緊急対策、電気柵等の設置や夏季捕獲への助成、指導者育成や研修会、講習会開催の支援といった各種対策が充実されており、今後県がモデル地域を設定して行う地域ぐるみで行う鳥獣被害対策事業に該当するよう、積極的に働きかけてまいります。

現在、鳥獣の捕獲許可は県の事務となっておりますが、町への事務移譲の手続を進めており、来年度当初から町で許可できる予定であります。併せて、捕獲許可期間の変更が見込まれており、イノシシの場合、現行の90日以内が1年以内に延長される予定であり、事務手続が軽減され、よりスピーディーな捕獲活動が可能となりますので、これまでの被害防止対策を継続するとともに、山形県をはじめとする関係団体と連携しながら、イノシシ等の被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、社会的ひきこもりについて、当町における状況の把握についてであります、ひきこもりの定義については、平成18年度、厚生労働科学研究、心の健康についての疫学調査に関する研究において、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的に6か月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態とされております。内閣府が実施した平成27年度の生活状況に関する調査では、15歳から39歳までのひきこもり状態にある方は全国で54万1,000人、平成30年度の追加調査では、40歳から64歳までのひきこもり状態の方は61万3,000人と推計され、ひきこもり状態となって7年以上たつ方の割合が50%と、ひきこもり状態が長期化しているという結果が出ております。

また、山形県では、民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に、若者だけではなく全世代を対象とする困難を有する若者等に関するアンケート調査を平成25年度と平成30年度に2回実施しております。この調査によりますと、平成30年度の調査結果では、ひきこもり状態の方は1,429人と、前回調査の1,607人から減少している一方、40歳以上の方の割合が53.0%と、前回調査の45.1%から増加し、ひきこもり期間が10年以上の方が41.1%と、前回調査の32.7%から増加しており、長期化かつ高齢化している傾向が読み取れます。また、ひきこもりとなった理由としては、就職での失敗や不登校、家族関係のほか、身体的、精神的病気、近親者との死別、対人関係、いじめなど様々な要因が挙げられております。

本町の状況については、町独自で調査した実績はなく、山形県の調査においても市町村別の集計が行われていないことから、県全体の調査結果から本町の状況、傾向を類推するにとどまっております。町で受け付けたひきこもり相談件数は、平成30年度は、来所相談が1件、訪問相談が6件の計7件、令和元年度は、来所相談が1件という状況であり、それらの相談に対しては、それぞれの家庭が抱える課題について相談支援や専門機関への紹介など、関係機関と連携しながら支援を行っております。

次に、社会参加に向けての対策についてであります、初めに、現在の支援体制についてご説明をいたします。

ひきこもり状態にある方やその家族からの相談や支援に関しては、町の健康子育て課の保健師が日常の相談業務の中でひきこもり相談に応じており、教育分野では、教育委員会に教育相談員、中学校に臨床心理士のスクールカウンセラーを配置し生徒の不登校やいじめ等の相談を受けているほか、福祉介護課では、障害を抱える方の就労や生活に関する相談に応じています。

また、県においては、精神保健福祉センターに自立支援センター巣立ちという精神保健福祉士等専門職による相談窓口があるほか、置賜保健所でも医師や保健師などがひきこもりの相談を受け付けており、電話や来所、メール、訪問など様々な方法での相談が可能となっております。

事業所等における支援に関しては、町内のNPO法人が生活困窮者支援の一環として就労準備支援に取り組んでいるほか、米沢市内にある置賜若者サポートステーションでは、仕事や通学していない方を対象に学び直しの機会や居場所の提供のほか、一般就労に向けた体験の場として中間就労の機会を提供しております。また、米沢市内のNPO法人2事業者が、若者相談支援拠点として社会参加に課題を抱える若者の相談、支援の中で就労体験に取り組んでおります。

このほか、ひきこもり状態で精神的な障害を抱える方については、長井市にある障害者就業・生活支援センターにおいて、就労訓練や職場実習のあっせんなどの就労移行支援や生活支援を行っております。

ひきこもりにより支援が必要とされる家庭では、就労、家族関係、金銭面、病気、介護など多様な問題を抱えながら生活されております。長期、高齢化した事例では、本人の変化を促すことが難しいこともあります。将来の親亡き後に備え、見守りの体制づくり、生活保護や障害者支援制度の活用、介護保険の利用、権利擁護等につなげることも必要となるため、それ

その状況に応じ適切な支援が行えるよう、関係者が集まるネットワーク会議で情報交換を行いながら支援に当たっております。

議員のご質問にありましたひきこもり支援施策の方向性と地域共生社会の実現に向けてが、令和元年9月に厚生労働省から出されておりますが、今後の具体的施策としては、現行のひきこもり相談支援センターの相談、ひきこもり支援に関わる人材育成、ひきこもりサポート事業、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や就労準備支援事業の実施等に加え、就職氷河期世代支援活躍プラン、8050問題等の複合的な課題を抱える家庭への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の推進等による、地域共生社会の実現を掲げております。

このように、国の方向性を踏まえた町としての対策ですが、ひきこもり支援に関しては、日常生活の自立、社会生活の自立、就労の自立の3つの段階を経る必要があります。ひきこもり状態にある間、地域や社会との関係性が希薄で、対人関係の不安や自己表現の困難さ、将来への不安感、自己喪失感、自己否定感を抱いている場合もあるため、本人の複雑な状況や心情を理解し、時間をかけて丁寧に寄り添う伴奏型支援が必要と考えております。ひきこもりの方々が安心して過ごせるような場所や機会を提供できるよう、支援を必要とする方に必要な情報が届くような周知徹底と、相談支援に携わる町職員の対応力向上を図り、今後とも関係機関との総合的な支援体制を継続しながら支援を行っていきたいと考えております。

次に、置賜定住自立圏構想について、その内容と進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

置賜定住自立圏構想については、定住の受け皿づくりと人口流出を防ぐため、中心市となる米沢市と置賜管内全市町がそれぞれ協定を締結した上で、今年度から5年間の定住自立圏共生ビジョンを策定し、そのビジョンに基づき具体的な取組を行うものであります。

議員のご質問にあります生活交通の広域的な運行の在り方等については、交通に関するワーキンググループ会議において広域的な公共交通網の整備可能性について、各市町の現状把握や課題の掘り起こし等による検討を重ねてまいりました。

定住自立圏共生ビジョンでは、広域的な移動手段の確保と充実を図るため、デマンド交通やコミュニティバス等の広域的な運行について引き続き協議・検討を行うこととしておりますが、現段階においては具体的な施策等の検討までには至っておりません。

今後、定住自立圏共生ビジョンに沿い、米沢市を中心として各市町との継続した協議、検

討が開始されるよう、働きかけを行ってまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 まず、鳥獣被害のほうについてご質問若干したいと思うんですが、川西町において私たち山間部、玉庭、東沢が今まで被害の対象となっていたわけですけれども、現在では塩の沢から猿の被害については平谷地辺りまで被害というか猿が現れているという状況があります。ただ、イノシシはまだ東沢玉庭、塩の沢も一部出ているというような状況があるわけでありますけれども、いずれにしましても、猿の被害については随分やっぱり少なくなってきたのかなと。これまでいろんな取組、地域での取組もありますし、行政の取組のおかげで、猿に対する被害というものは余り聞かなくなったわけですけれども、反面、イノシシのやはり被害というものがありまして、これに対して猟友会の方々にいろんな意味でご協力をいたしておりますし、本当にボランティア的な中で中心的な役割を持つのが猟友会かなと思っておりますけれども、町側から猟友会に対する支援というんですかね、助成というものはどのような形で行われているのか、お聞かせいただきたいなと思います。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 猟友会の皆さんには、実施隊というようなことで会員にもなっていただいております。実施隊の報酬というのは定められておりますので、金額的にはわずかではございますが報酬というようなことでお支払いしているほか、それぞれ点検や活動、実際の捕獲作業等々、年間相当な回数出動いただいておりますけれども、1回当たりの単価を定めながら手当というようなことでお支払いをしているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう形で報酬、本当に私も携わってきたものですから、なかなか安い中でやっているなということを切に感じているわけであります。しかも、玉庭においては去年サギの駆除をしていただいたわけですけれども、そのときですか、散弾銃なんかの弾なんですが、これ猟友会の個人持ちだということがあるようでありまして、本来ならば自分が猟銃、趣味というか、本来で行う狩猟では当然使わなくちゃいけないのですが、こういった駆除に関して使う弾に対しても、ある程度結構な値段がかかるというような話がありましたので必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 サギの駆除というようなことで、玉庭地区、東沢地区

で実施していただいております。町のほうからの補助、助成はなかなか難しいところでありまして、それぞれの地区に対策の玉庭地区と東沢地区双方に地区としての協議会があるわけですけれども、そういった中やほかの中山間等の組織等々、そういったところからの補助なども頂戴しながら、実費までなっているかあれですけれども、そういった地域を挙げての支援体制なども取り組んでいただきながら、獣友会への支援をいただいているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 銃の弾につきましては、消耗品という形で、こういう捕獲に対しては、ちょっと地域の方々の支援というものも必要ですが、やはりこちらとして対策本部といいますか、予算づけをしながらやっていってもらわないと、ボランティアのほかに自分で弾を消費していかなくちゃいけないというような環境というのは、ちょっとこれから対策にとっては大変獣友会の方に負担をかけることになるのかなというふうに、私たち玉庭地区民としては、やはり何としても獣友会の皆さんの協力が必要だという思いからすると、ある程度そういった形で目に見える形でできれば支援をしていただければありがたいというふうに考えていますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 国の交付金なども活用しながら対策を進めておるところでありますけれども、追い払いの花火とか、そういったものに対する支出は、その交付金は対象にならないというような様々制限などもございまして、できる範囲での支出というようなことになっているわけでありますけれども、いろいろ工夫しながら有効な手段、対策を考えいかなければいけないなというふうに思っておるところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。国で行っている鳥獣被害防止特措法ですか、町でもそれを受けていると思うんですけれども、それをまたちょっと検討すると、そういった費用が捻出できるようなところもあるのかなというふうに考えておりますので、ぜひいろんな形での助成金についての検討をお願いしたいというふうに考えます。

助成金の話ではありますけれども、県のほうでもかなり真剣に対策を立てようということで、この前新予算の中でも予算を取っているようありますし、そういった中で、先ほど町長からもありましたが、モデル地域ですかね、御伊勢町地区で3年ほど前に猿のほうの被害のモデル地区ということでいろいろ対策させていただきまして、あのときは家の周りにある

柿とか栗とか、最近ではそれを収穫しないでそのままに放つておくという、そういう猿が食べるものが近くにあるということは餌場になるわけであって猿を寄せるだけだから、早く切ったほうがよいというような指導を受けて、近年、地区でも耕作者の同意をいただきながら切らせていただきました。そのおかげもあって、やはり猿が寄りつかなくなったのかなという状況はあるように思います。ぜひ、今回のイノシシ被害に対するモデル事業についても、町長がおっしゃったとおりに該当するよう頑張りたいということもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

どうしても今被害が出るのは、畦畔壊されるような状況にあるところは、すぐ山であつたり沢の奥まったところで、人影が余り少ないというようなところがどうしても猿の被害に遭うという状況もありますので、そういった地区を選定しながら取り組んでいただきたいと思いますが、今年、手を挙げていただけるような状況はあるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 県で進めております事業というようなことで、地域ぐるみの活動、ただいま吉村議員からありましたように、玉庭地区で3年前、猿を対象とした事業を行いまして大変効果のある内容でございました。今年度まではその対象地区が県内4ブロックで1つの自治体だけというようなことでございましたけれども、令和2年度からもっと増やすというようなことで、2年度は置賜では長井市と白鷹町の2か所選定されておりまして、残念ながら2年度の中に川西町は入ることができなかったところですが、ずっと手を挙げておりますので、早くても3年度というようなことになるわけですけれども、県のほうでも枠を増やして進めているということありますので、ぜひ川西で次はイノシシ対策のほうで地域ぐるみの対策を進められるよう、積極的に手を挙げ続けていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ぜひお願いしたいと思います。特に先ほど申しましたように、今年は雪が少なくて、どのような形で繁殖が広がっていくかということがちょっと非常に心配されますので、ぜひ来年に向けて、よろしくお願いしたいと思います。

あと、そういった取組の中で被害に遭わないと効果的な対策として、先ほど申しましたように、里山と住宅の間の緩衝地帯を設けていくということが有効だということも言われておりまして、当町でも取り組まれているというふうにお伺いしましたが、今現在どのよう

な取組になっているか、お知らせいただきたいと思います。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 緩衝帯の設置につきましても年次的に行っておりまして、玉庭地区と東沢地区を交互に、1年にできる範囲は限られておりますので交互に実施をしながらずっと継続しておるところで、これからも引き続いて緩衝帯の設置というようなことで進めていく計画をしておるところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 よろしくお願ひしたいと思います。

聞くところによりますと、去年、朴沢の辺りを切っていただいた効果があったということがありますので、あの辺一体も今イノシシと猿が混住しているといいますか、すんでいる地域でありますので、そこら辺対策いただいたことはありがたかったなと思っています。今後とも、そういう有効的な形での緩衝地帯をやはり広げていくということが、当然里山をきれいにしていくというか、環境もきれいになっていくこともありますので、引き続きお願ひしたいというふうに考えております。

あと、そういう環境の問題で言えば、やはり先ほど申しましたように、柿の木とか栗の木とか、餌になるものを近くに、とにかく利用しないというか収穫しなければ、昔はやっぱり貴重品でどこの家も柿だの栗だの植えていたわけですが、今はもうほとんど収穫しないでそのままにしてあるということが、先ほど言ったように猿を寄せつける環境になることがありますので、そこら辺も町として徹底して、できれば宣伝していっていただければありがたいのかなと思います。用のない柿の木とかはできるだけ切ってくれということと、あともう一つは、やはり生ごみなんか餌になるものは出さないでいただきたいというところも一つの対策にもなってくるのかなと思いますので、そこら辺、何かの形で町民の方にもお知らせいただければありがたいなというふうに考えるところでありますが、いかがでしょうか。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 川西町の前に県のモデル地区とされました米沢市の山上地区でも様々な取組を行っておられまして、このたび農林水産大臣賞を受けられたということになりましたけれども、その中で柿の木の伐採や実を取って猿等が来ないようにというような取組もされておりまして、地域を挙げて子供たちも一緒に柿の実を取って、それを干し柿にして地域の老人宅等に配っているといったようなことで、様々な対策、捕獲以外のいろんな対策を行っている、寄せつけないための対策を行っているというようなことで

お聞きをしております。そういう先進例を学びながら、同じようなことができるか分かりませんけれども、ぜひ、地域のご協力がなければ進めていかないわけでございますので、協議会の体制、今は玉庭地区と東沢地区の方だけしか入っておりませんけれども、地区を広げてというようなことも必要なかなと最近思っているところでございますので、そういう検討などもしながら様々取組を広げて、また、広報等も充実を図りながら展開をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 よろしくお願ひします。

現在、鳥獣被害実施隊につきましては、猟友会の会員の皆さんと所管課の職員で対処されているということでもありますが、今後どのような被害が拡大してくるかは分からないわけありますけれども、今後いろんな形で広がるようであれば、やはり飯能市のように専従職員を置きながら取り組んでいくということも、これはあくまでも想定でありまして、そういう被害が大きくなつた場合にはということになると思いますが、ぜひ広く地元住民とともに、やはりあと農業団体も当然絡んでくるわけでありまして、そういう中で本当に自主的に対策ができるようなプロジェクトチームというか、そういうことも今後被害が広がるようであれば必要になると考えておりますので。それにつきましても、いろんな、先ほど申しました鳥獣被害防止特措法が平成19年に出ているようありますけれども、ここには人材確保として非常勤の公務員なども採用してもいいよなんていうことのうたい文句もあったようありますので、そこら辺も研究しながら、もし被害が拡大したときには、そういう専従のプロジェクトチームを立ち上げていただけるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 イノシシの被害拡大については、町村会もしくは置賜の3市5町のそれぞれの首長さんからも発言がありまして、大きな課題になっていると。特に鳥獣というのは広範囲に動き回るわけですから、一つのまちが対策を講じたから、じゃそれで解決するかということではなくて、やはり地域全体もしくは県全体の中で取組をしていく必要があるんじゃないかというようなことを議論させていただいているところであります。高畠町では、200キロ近いイノシシを捕獲したというような実績があったそうでありまして、我々が想像し得る以上に水面下で、見えないところで被害が拡大しているんではないかなと。併せて、最上川沿いにかなりイノシシが生息しているということも報告をいただいたところでございまして、やはり

川、沢を伝いながら広範囲に動いているというふうに確認をしております。

ただいまいただいた内容については、今後被害拡大があれば、対策を強化するために人員の確保を図っていかなければいけないなというふうに思っておりますので、そのための準備として検討させていただきたいと思います。とりわけ、地域おこし協力隊の皆さんも積極的に狩猟免許を取ったり、活動に参加をいただいている隊員もおりますので、そういう意味では地域に根差した活動ができるような人員確保などについてもしっかりと取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

今年は雪がなくてイノシシが捕獲できなかつた、冬季の部分で捕獲できなかつたという意味では、これから繁殖期を迎えたときにどのような影響が出るのか十分把握をさせていただきながら、対策の強化に努めてまいりたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ひきこもり問題についてであります。

町長の答弁の中には、独自調査はなくて、県のほうの調査の状況であります。実際、当町においては、まだ隣組の絆とか社会的なつながりが深いということもあって、そういう状況を生み出す条件がないんではないかとは確かに考えるわけでありますけれども、ただ、全体的に、山形県内でも県のほうの調べでは1万人ぐらいいるんじゃないかという話がありましたので、それに比例すると川西町でも結構いらっしゃるのかなというふうに考えて、今回質問させていただいたわけであります。

8050問題というのは、やはり80歳の親が50歳の子供の世話をするという状況であります、これがやはり今もう9060というか、90歳が60歳を見なくてはいけないというような状況も近々来るんじゃないかなというふうに、本当に深刻な問題だなというふうに考えているところであります。

そういう形で、できればそういう社会的な状況を踏まえて、いろんな市町村でもやっぱり自分のところの市町村のそういう状況を自主的に調査をしているという状況があるようであります。でありますので、当町でも、民生委員の皆さんになるかどうか分かりませんけれども、そういう実際町内に状況があるのかどうかということの状況を調べていくことが、これから手立てを立てるための、対策を立てるための一つの道筋になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 町内の現状の把握についてのご質問になるわけですけれども、現状のひきこもりの対策としましては、どうしても相談をいただいたものに対しての支援という形で行っているわけで、全体的な把握がなっていないというのは、確かに自覚しているところでございます。県で民生委員さんを通じて行った調査につきましても、やり方を聞きますと、民生委員さんが知り得る範囲でのそういったひきこもりに関する情報などを集約しているという状況でございますので、町としましても町独自での調査方法、同じような形になるか分かりませんが、やはり全体像をちょっとつかんでないというのが、やはり今後の対策についても検討の材料となりますので、調査方法も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ゼひ調査を、これはあまりあってほしくない形での調査になるわけですけれども、ただ、現実をつかんでいかないと対処できないという問題があるわけでありまして、やはりその中で人口減少、あるいは老人の問題につながっていくわけでありますので、ゼひ基礎的なデータを調べるという形で取り組んでいただきたいというふうに考えるところであります。

そういう中で、社会的ひきこもり問題もありますが、学校はひきこもりと言わないで登校拒否という形になると思うんですが、現段階での学校、生徒さん方の登校拒否というような現状があるかどうか、ちょっとお知らせいただければありがたいです。

○議長 通告外でありますので、通告内でお願いします。

○5番 それでは、後日、また教育問題で質問させていただきますが、最終的には、今のようになった子供たちのひきこもりが、だんだんと社会的なひきこもりにつながっていくという状況があるのかなと思ったりしていたものですから、ちょっと聞きたかったなと思ったところでした。

そんなところで、そういう状況の中ではありますが、もし調査していく中でいろんな問題が出てくれば、専門的な相談員とか専門的な知識を持った方々等の相談というか、できる場所というのも、やはり町としても考えていっていただきたいし、現実的に数が少ないという状況もありますから、それほど深刻な問題ではないと言われればそうですが、ただ、これから県の調査でも見れば分かるように、40歳以上の方々のひきこもりのパーセントが上がってきてているという状況を見ると、やはり今後当町においてもそういう現象が出てくると危惧されますので、検討のほう、よろしくお願ひしたいなというふうに考えるところであ

ります。それについて、町長の考え方をお伺いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 質問いただきました内容については、答弁をさせていただいているところでありますけれども、町単独で相談業務に当たられるところについては、保健師を中心にしながら、ひきこもりだけではなくて、生活困窮から、また障害を持っている方とか、いろんな社会的な背景をしながら課題の克服のために相談業務、また支援などをさせていただいておりますし、町内でのNPO法人でも、ひきこもりの方の社会的な参加を促すための支援などにも委託事業を受けながら対応している団体もございますし、また、置賜の中にはそういったことを積極的に取り組んでいる、若者支援などに取り組んでいるNPO法人もあります。いろんな場面に相談がというか情報が行き届くような窓口は、当然町が持つべきだと思いますけれども、県の支援センターもございますので、そういったところと連携を図りながら総合的なというんですかね、一つのことで一つが解決できるんじゃなくて、いろんな課題を引きずりながら困窮されているという状況がございますので、その一つ一つに寄り添うような相談業務を進めていかなければいけないなというふうに思います。

併せてありますが、これは地域包括ケアシステムというふうになるわけでありますけれども、医療と福祉とそして行政、住民の皆さんと一緒にやっぱり共有化しながら課題解決を図るということが大事なんだというふうに思います。先ほどありましたように、基礎データがなくて何ができるのかというのは、私も十分分かりますので、やはりきちんとした調査事業をしながら、その方の課題をやはりみんなで共有するというと、どうしてもプライバシーの問題になるわけですが、課題解決のために支援チームをつくるなど、やはり一人でできることは限られておりますので、チームをつくりながら支援を強化していくことが今後求められているのかなというふうに感じておりますので、その方向でいろんな先進事例なども勉強させていただきながら取り組む必要があると考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ぜひ取組のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目にお聞きしました置賜定住自立圏構想についてでありますけれども、この前12月議会でデマンド交通の利用者の減少についてお尋ねしていたところでありますけれども、その中で、今地域交通の定住圏構想ということで今取り組んでいるというような話がありましたので、その内容についてお聞きしたという格好なんですが。

デマンド交通も利用されている方はやはり好評だと思いますが、この利用者がなくなつて

くる原因はいろいろあるとしても大幅に減少している状況を考えると、やっぱり利用しにくいという点もあるのかなと思ったり、一つはやっぱりネックはデマンドによって町外に出られないということが、これは前々何回も申し上げているわけですけれども、やっぱりこのことが一番利用する上では利用しにくいという条件があるのかなと思っています。

そういう形で、この前、昨年の12月ですけれども会派研修会が東京であったわけですけれども、そのときに国土交通省の地域交通課の方のご説明を受けて、いろんな状況をお聞きしたところでした。すると、川西町は手を挙げて、やっていますということも話を受けたわけですけれども。

そういう形で、今免許を返納して、本当に外に出づらくなっている状況の中で、デマンドも慣れれば大丈夫なんだけれども、なかなか大変だという思いがあつて四苦八苦している方もいらっしゃるという状況があるようあります。

これから検討を始めるという部分もありますし、いろいろな意見がまだこれから要望として入っていく条件があるとすれば、やはり地域的なことを言って申し訳ないですけれども、玉庭から小松回って米沢じゃなくて、玉庭から直接米沢へ行けるとかというような形でのいろんな形での交通の在り方というやつですかね、そこら辺もぜひ挙げていただいて検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 定住自立圏の中で公共交通の在り方についてのビジョンの中に出た検討項目では、それぞれの自治体で公共交通もしくは移動手段の確保について、住民から強い要望をいただいております。これは、本町だけではなくて米沢市や高畠町さんでも同じような課題を抱えて、共通の課題として議論していきましょうというふうにビジョンの中には盛り込ませていただいたところであります。

なかなか進まない大きな課題は、それぞれの団体に公共交通機関があるということなんです。JRがある、あとバスがある、さらにはタクシー事業者がある。この事業者さんがしっかりとありながら、しかもしもっと便利なものを動かしてほしいという、そのところで、苦慮する、調整するのに苦労しているところでございまして、事業者さんの活動を圧迫するようなことがあってはならないということも当然ありますし、そのことによって地域経済が疲弊するというようなことになつても困るわけでありますので、そのバランスをどういうふうに維持していくのか。米沢市さんからは、置賜病院に通えるような交通手段がないかというような提案もいただいているところでありますが、それを具体化するには、その維持するた

めの機関をどうつくるかとかですね。やっぱり入り口のところでなかなか先に進んでないというものが今現状でありますので、本町としても大きな課題として捉えておりますので、積極的に働きかけをしながら、いい解決策を見いだしてまいりたいと考えております。我々としても住民サービスの一環として取り組んでまいらなければいけないというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今後とも、その足の問題はやはり住民生活にとってなくてはならない問題でありますので、私たちも研究しながら、どのような方法がいいのかは地区民の声を聞きながら進めていきたいというふうに考えていますし、これからスクールバスの問題等々あると思いますので、コミュニティバス、いろんなメニューとしてはあるようありますし、やはり一番住民にとって利便性のある交通網を確保していくということで、今後とも検討していただきないなということを要望しながら、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後3時30分といたします。

(午後 3時17分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

---

○議長 第5順位の渡部秀一君は質問席にお着きください。

3番 渡部秀一君。

第5順位、渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 本日の最終質問者です。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告のとおり質問を始めます。

私は、これまでに中心街に関する質問を3回連続してきました。このたびも同様に質問をしたいと思います。

3月に庁舎跡地利活用の第1段階である基本方針が決まり、方向性が定まったところで、第2段階の計画の具現化に向けた取組に入るわけですが、どのような委員会をどのような人

選ですか、教えていただきたい。

また、この第2段階の委員会の中では、より具体的な話し合いがなされると思います。以前の質問回答にあったように、小松地区交流センターを含む複合施設や商工会が提案しているものや多世代交流のできるところ等、多くの提案が検討されるはずです。

しかし、提案がまとまったとして、財源の確保はどうするのか。現在、町は大型事業のため財政が厳しく、補助金、助成金に頼らざるを得ない状況であります。補助金の中には、モデル事業となれば補助率も高くなる、そしてまた条件もきつく設定されているというようなものもあります。そのような補助金にも挑戦して、財源を確保していかなければいけないのではないかと思います。財源をどのように考えているのか、お聞きしたい。

今、町なかは人口減少、車社会、生活形態の変化により、歩く人も少なくなっています。そこに役場庁舎の移転と中央公民館の撤去をした後の中心街ににぎわいを取り戻すにはどうすればいいのか、委員会で諮問されていると思います。しかし、庁舎跡地は中心街の一部にすぎません。まちづくりの観点からも、ここを始点として更新を控えている公共施設等に動線のつながりを考えいかなければならぬのでは。見解を伺いたい。

先日、産業厚生常任委員会で三菱鉛筆株式会社山形工場を視察させていただきました。その研修会の中で、移転後の跡地について会社側は、今は新工場のことで忙しく何も決まっていないということでした。もし町のほうでよいプランがあるなら協力しますとの言葉でした。町として駅前の広大な敷地の生かし方を今からでも考えるべきではないか、考察を伺いたい。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 渡部秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中心街のよりよい形成とまちづくり、次期委員会についてであります。現在庁内外に検討組織を設置し、現庁舎跡地利活用計画の策定に向けた検討を進めています。今年度は、跡地利活用の方向性を定めた基本方針の策定を行うこととしております。

現在の進捗状況といたしましては、庁内での検討はほぼ終了し、3月6日に開催予定の庁外関係者で構成する利活用計画策定委員会において最終的なご意見をいただき、基本方針を取りまとめる予定であります。この内容は、今定例会中に議員の皆様にご報告を申し上げる機会を頂戴したいと考えておりますので、その際には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

この基本計画方針を基に、令和2年度において事業の具体化に向けた基本計画の策定に取り組んでまいります。基本計画には、整備する施設機能を明確にした上で、施設の配置や平面計画、整備手法と財源の研究など、事業の実施に向けて必要な具体的な事項を検討してまいります。

現時点におきましては、次期委員会の具体的な構成をお示しできる状況ではございませんが、この間の一般質問においてご指摘いただきました、専門的な知見を有する方や地元の皆さんの参画を得ながら、施設の有効活用が図られる基本計画を策定してまいります。

次に、庁舎跡地利活用の財源についてであります。現時点で整備する施設機能が明確になっていないことから、基本計画の策定の中で機能を明確にし、その内容に合致する支援事業等の研究を進める予定であります。

なお、国等の財政支援を得るためには各種計画の策定も求められますので、これらの研究も併せて行いながら、財源確保を図ってまいります。

次に、回遊型動線づくりについてであります。今回の検討においては、現庁舎跡地の利活用についての検討を行っており、中心市街地全体の整備計画までは検討しておりません。

なお、跡地利活用策定委員会は、跡地利活用計画の策定に対し意見や助言等をいただくために設置したものであり、移動後にぎわいづくりについての諮問は行っておりません。

議員ご指摘のとおり、中心市街地のにぎわいづくりを図るためには、回遊を生み出すことが有効であります。そのためには、拠点施設の整備といったハード事業もさることながら、その施設を利用していかにソフト事業を展開していくかが重要と考えております。その具現化に向け、地元の皆さんや施設を活用して活動される方々の意識の啓発に努めながら、参画を求めていく必要があると考えております。

次に、三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地についてであります。三菱鉛筆株式会社山形工場につきましては、新工場を整備し移転することは決定しているものの、現在の工場用地の取扱いの方向性は示されておりません。新工場への移転の状況等を把握し、会社側と連携を密に取りながら、協議、検討を進めが必要と考えております。

以上、渡部秀一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、まず最初に、次期委員会についてですが、答弁書のほうでは、具体的な構成をお示しできる状況にはございませんとなっておりますが、原案はあると考えてよろしいのでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 現時点におきましては、町長が答弁申し上げましたとおり、今年度におきましては基本方針の策定に向けて現在の検討委員会の中で検討を行っている段階にござりますので、その検討が取りまとまり、また、今定例会の期間中にご報告を申し上げたいというふうに計画しているわけなんですが、それらの取組が終了後に次期委員会等、次の段階へどのように取り組んでいく、この検討に入りたいというふうに考えている段階にございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、その次期委員会が検討される時期というのはいつごろと考えてよろしいでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今年度におきまして基本方針について固まり次第に、令和2年度、次年度におきまして基本計画の検討に取りかかるという今全体の予定でありますので、その検討を早期に開始できるように、できるだけ早期に、できれば今年度中ということが理想というふうには思っておりますが、その基本計画の策定に支障が生じないように準備は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、もう少しお聞きしたいと思います。

この次期委員会は、どのぐらいの期間で検討を委員会とするというふうなことは、今からやっぱりそのぐらいは考えているのではないでしょうか。もしその期間など分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 基本計画の策定につきましては、令和2年度内の策定を目指すということに今考えているところでございますので、令和2年度1年間の中で基本計画の策定に向けて取組を進める予定ということで今考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 これで中心街について私4回目ですけれども、何回目かちょっと記憶はしておりますが、その中で次期委員会は内部委員会、外部委員会と分かれないので1つの委員会になるのではないかというようなことをお答えいただいた記憶がございますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 先ほども申し上げましたとおり、次期委員会の構成等につきましては、現時点で明確にお示しできる状況にはございません。この点につきましては、この間も同様の状況でございますので、その内部、外部等の構成も含めて現時点でお示しできる状況にはございませんので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 次の委員会に対しては、専門的知見を有する方や地元の皆さんの参画を得ながらということがございますが、この専門的知見を有する方というのは、どのような形で探されるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 検討の段階が、今年度の基本方針から、あとは具体的な平面計画でありますとか施設をどのように配置していくか、または整備手法や財源といった具体的な部分に入ってまいりますので、その検討についてのアドバイスをいただけるような専門的な知見を有していらっしゃる方、この参画を得る必要があるのだろうというふうに現時点では考えておるところでございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そのようなやはり優秀な方を探すというのは大変だと思いますが、次の委員会に何とか間に合わせるという形でいけば、少し早めに手を打つということは考えていらっしゃらないんでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 その点につきましては、ご指摘のとおりでございまして、令和2年度早々から基本計画の策定に着手をしていくというふうなことの計画、これに支障が生じないよう準備は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 次期委員会でも、ぜひよりよい中心街になるように進めていただきたいなと思います。続きまして、小項目の庁舎跡地利活用の財源についてでございますが、この中ではやはり機能を明確にしないと合致する補助金が探せないというような内容になっておりますが、今までの委員会の経過から、ある程度予測できるそのような補助金とか、そういうふうなものには頭の中には浮かんでいないんでしょうか、お聞かせ願いたいと思う。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 現時点、基本方針の検討の段階では、その施設機能等の確定というふうな

部分までにはまだ至っておりません。国の各省庁におきましても様々な支援メニュー、これを準備をされているわけなんですが、やはりそれを活用できるかどうかというふうな次元に上げるには、やはり施設の機能を明確にし、その上でその支援を受けられる準備を進めていくということが必要となってまいりますので、残念なことですが、現時点におきましては、それらにつきましては今後の検討の進んだ状況の中で検討をせざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ただいま補助金とかそちらのほうをお伺いしましたけれども、やはり自主的な財源というのも必要になってくるのではないかなと思いますが、それはどのようにお考えですか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 確かにこの事業を実施していく上での財源の確保というものは、非常に大きな課題というふうに考えております。町が単独で自己財源の中で整備をしていくというようなことになりますと、当然限界も出てまいります。ましてや、それをより充実した施設を目指していくという上では、やはり国・県等の支援事業を活用し、その上で施設の整備を進めていくといったことが必要となっているというふうに私も考えているところでございますので、町としても考えておりますので、今後、施設機能等が明確になった段階で、それら具体的な財源について調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 自主財源といったらおかしいんですけども、我々が固定資産税と一緒に納めている都市計画税というものがありますけれども、そちらのほうはこちらの財源にはならないということでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 都市計画税の使途につきましては、過日の健全化判断比率をご説明させていただいた際に、都市計画税等の部分についても触れさせていただいておりますが、下水道の整備でありますとか、そういった都市機能の整備に当たって活用する財源に充てるということが基本になってございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それでは、この都市計画税の中の都市機能の改善というのには、今回のものは当たらないというふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 施設の機能がそのような部分に合致するということが明確になりましたらば、その可能性というものはゼロではないというふうに思っておりますが、その点、現時点でもまだ明確になっておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 そのようなことで、合致するようなことがもしあつたとすれば、これはすばらしい財源かなと思いますけれども、私もやはり都市計画税一緒に納めておりますので、この都市計画税というのは、やはり小松地区のあれですよね、塩の沢と萩野を抜いた地区というふうに聞いておりますが、それをやはり使えればとは思いますが、ぜひそのようになるように祈っております。

それでは、続きまして、3番目の回遊型の動線づくりということで質問させていただきま

す。この回遊型動線づくりということで答弁書のほうでは、中心市街地全体の整備計画までは検討しておりません、そして、にぎわいづくりにも諮問は行っておりませんとなっておりますが、今までの質問の中で、にぎわいづくりという話はたしか出ていたような気がするんですけども、それはいつの間に諮問は行っていないというふうな形になったんでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の答弁書の内容につきましては、中心市街地の活性化というふうな次元での現在検討は行っておりませんので、この跡地をどのように活用していくかというふうな部分の検討に今絞らせていただいて、これは以前の回答でも申し上げておるところでございますが、この跡地の利活用について今検討を進めさせていただいておるところでございまして、その中心市街地全体のにぎわいづくりというような視点での検討というものを、今検討委員会の皆さんにお願いをしているという状況にはないという内容でございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 ということは、全体のことではなくて、もし跡地、この辺の周りのことですね、周りのほうのにぎわいという形の話はあったような気がしたんですけども、それはここがなくなって、その後にどうするかということでの委員会でございますので、その委員会の中で、まずずっと質問してきました動線ということで、にぎわいを出すための動線を検討するのではないかと、何回も質問した中でにぎわいのことはたしかおっしゃっていたと思うんですけども、違いますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 あくまでもこの中心市街地の施設の機能として、このにぎわいづくりにつながるような機能をいかに持たせるかというふうな視点での今検討は行っております。ただ、一方で、中心市街地のにぎわいづくりをどのようにつくるかというふうな、まだ幅広いそういういった視点での検討ではないというようなことで、ご理解いただければというふうに思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今、回遊型の動線づくりということで質問させていただいておりますが、ちょっと関連あるのでこちらでも言わせていただきたいんですけども、商工会のほうでもダリヤ園から中心街に回遊する動線をどうしたらいいのか、何とかできないかというようなことを求められたことがありました。それで、私たち商業部会のほうで検討いたしまして、実際にダリヤ園から中心街のほうに歩いてきて、どうやったらこれを向けられるかと、いろいろ検討はしたんですけども、途中に結局、川西診療所ぐらいしかなくて、しかも前と違って商店が減っているという感じで、なかなか動線というのが考えられなかつたんですよ。ということは、後づけの動線ではどうしようもないなと、そのとき感じました。

ですから、ここはやはり私たちの考えでは、もう一番の始点というふうな、始まりの点ということで考えておりますので、ここからちょっとした動線を考えていただかないと、ただここに造った、あそこに造ったではつながらないので、ぜひその辺を考えていただきたいし、次期の委員会の中でも、ぜひこういうことも話し合っていただきたいなと思いますが、これはいかがですか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 現時点で検討しておりますのは、この跡地をいかに活用していくかというふうな視点での検討になってございますので、ただいま議員のほうからお求めがございました、いわゆる中心市街地全体の活性化につながるような動線、今回の回遊型の動線づくりというふうな部分になると、また別な次元で検討を行う必要があるのではないかというふうに考えます。

本町といたしましてはリーディングプロジェクトに取り組み、でいいの丘、ふれあいの丘、それぞれに拠点施設を整備をし、でいいの丘がフレンドリープラザ、ふれあいの丘が浴浴センター「まどか」ということになるわけですが、それぞれの拠点施設を整備し、その拠点施設の人の往来、これをつくることで中心市街地、その中間には当然中心市街地がございますので、その活性化を目指していくというふうな取組を進めてまいりました。

また、現在では中心市街地活性化のアクションプラン、これに基づいた取組なども川西未来ビジョンの取組と併せて進めておるところでございますので、それらの取組一つ一つをつなぎ合わせるという形で、今後具現化に向けて、より深掘りの検討は進めていく必要が出てくるのではないかというふうには考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 でいいの丘からの結局まどかまでの動線づくりって、果たしてなっているかどうかというのは分かりません。なぜかといえば、まどかに行ったから、じゃ、フレンドリープラザへ行くか、フレンドリープラザ行ったからまどかに行くかというふうな形にはまだなっていないような気がいたします。やはりそういうふうに最初からそれも思って動線をつくろうとしたのか、その辺もまだちょっと分かりません。

ですから、そういうこともありますので、やはりここは大事な場所なんです。それを認識していただいて、ぜひこれからうまくまちづくりにつながるように話し合ってやっていただければ、またすばらしいところになるのかなというふうに考えておりますけれども。アクションプランはあったとしても、いろんなやはりプランとかまちづくりの会とか、いろんなものがありますけれども、連動して動かなければどうしようもないんじゃないかなと思っております。話している時点がまた全然違っていて、私もまちづくり委員会のほうでも話は聞いてきましたけれども、委員もやっていましたし、それからいろいろ話はしましたが、違う委員会へ行くと違う話になる、何でつながらないんだろうなというふうに思っておるところでございます。

ですから、今申し上げるのは、ぜひここが結局始点となるようなことで、ほかのところでも話し合っていただければ、もっといい知恵が出るのかなと思っております。その辺は、これからまちづくり委員会などでの話にこの辺を持っていくということは考えていらっしゃいますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 まちづくり委員会の皆様につきましては、行政評価システム、いわゆる町の取組のP D C Aサイクルをいかに有効に回していくかということで、外部の視点に基づいての評価作業、これを中心に行っていただいております。その上では、いわゆる一つのプロジェクトに特定したような検討というものは、なかなか時間的な制限もございますのでそういったところまでには至ってはいないという状況にございます。

ただ、議員が今ご指摘のあるような内容、これを具現化する上では、今回町長が答弁をし

ておりますとおりに、やはりこういった施設の整備といったハード事業はさることでございますが、やはり整備された施設をいかに有効に活用して、ご提案がございました回遊型の動線をつくっていくかというふうな部分を主体的に、やっぱりそこに参画をいただく、プレーヤーとなつていただく人材や団体、この育成というのも一つの課題になってくるんだろうと。

そういう面におきましては、現在の中心市街地の活性化の取組の中で人材育成、団体支援と団体の活動支援といった部分にも取り組んでいるわけでございますが、今後なお一層、地元でなります小松地区の交流センターの皆さんをはじめ、そういうソフト事業の展開に向けて検討がより進むように、私どものほうでも働きかけを行っていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 確かに答弁のほうには、拠点施設の整備といったハード事業、そしてソフト事業を展開していくかが重要というふうな返答になっておりますが、この拠点施設の整備というか、全く新しくなるわけですけれども、それというのは本当にめったにないチャンスなものですから、私はそれを生かしたいなと思って数々の難題を吹っかけているような感じはしますけれども、でもしかし、それもやはり小松地区がとにかく川西の前から中心だったように、そのままにいてほしいということでこのように伺っております。この拠点施設は本当にめったにないチャンスだということは、分かっていらっしゃいますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 この庁舎跡地の利活用計画、これをなぜ検討しているのかというふうなことになりますと、やはりこの中心市街地が果たしてきた役割、その重要性を十分に認識した上で、やはりこの役場がなくなった後にどのような機能をここに備えるべきかと、この中心市街地の重要性を十分認識した上で検討を進めておるところでございますので、その点につきましてはご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり中心地としての機能として、まだ金融機関も移動するという話は聞いておりませんので、金融機関はここに残ります。JAさんもあります。それから、山銀さんもあるし、そして信組さん、米信さんと、こちらのほうからは移動するという話は聞いておりませんので、ぜひその辺は頑張っていただいて、そしてここを頑張っていただきたいなと思います。

それでは、質問の小項目の4番のほうになりますけれども、三菱鉛筆株式会社山形工場移

転後の跡地についてでございますが、こちら側には何かお任せという感じの答弁にしかなっていないような感じなんですけれども、最後のほうに会社側と連携を密に取りながらとはあります、会社側のほうでは町のほうでとにかく提案をしてくれという話でしたので、それから協力ということになるのではないかなと思います。こちらから駅前の一等地の使い方をやはり考えて出さないと協力体制とはならないのではないかなと思いますけれども、その辺はどう思われますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 担当課長ではなかなか答えづらいというふうに思いますので。

この三菱鉛筆の山形工場につきましては、三菱鉛筆さんの財産でありまして、今後、三菱さんがどのような形で活用されるのかということが大前提でありまして、町のほうから軽々に提案するような内容ではないというふうに捉えて答弁書を書かせていただきました。

今後とも情報交換などをさせていただきながら、三菱さんの判断をお伺いしながら検討する内容ではないのかなというふうに思っておりますので、こちらからこうしてほしい、ああしてほしいという話ではないんだろうというふうに思いますし、町が活用策を現段階で検討するというのは越権ではないのかなというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 私たちが視察の中の研修の中で、三菱さんのやはり考えを出す前に、会社側の工場長の話ですと、この工場って、まず駅前ですよね、一等地ですよねと、そこから始まりまして、このようにいい条件のところがもしほかにあるなら、普通もっと対応というものがありますよねということが、最初にやはりあります。それから、やはりもし町のほうでいい提案があるなら、ぜひ協力しましょうという話でしたので、何かちょっと食い違っているのかなという感じはするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 工場長さんがそのようにお話しされたということありますけれども、新設される工場についても本社で判断される内容でありますので、工場長さんがおっしゃられた内容については、社として、会社としてお話しされた内容ではないというふうに私は捉えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 しかし、かなり広大な土地だというのを全部見せていただいて分かっておりますけれ

ども、あそこをがらがらにしたら、やはり大変な変な町になるのかなと思います。駅を降りたら、もう周りは何もない広っぽだという、すぐに見えるのは小学校だというふうな話ではちょっとおかしいのかなというふうに思っていますし、やはりまちづくりにおいても大変貴重な場所でございますので、やはりその辺は検討していただきたいなと思います。

そして、ちょっとその場で浮かんだのは、やはりそれだけの一等地ですから、そこそこ固定資産税も上がってくるのかなということが頭にありますし、その辺も考えていらっしゃるのかなという気になるぐらい、やはり今の感じだとあるのかなと思っております。その辺、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 現在、三菱さんが所有されておりますので、当然固定資産税をいただいておりますし、それが町のものになってしまえば、それが発生しなくなってしまうわけですから、課税できなくなってしまうわけでありますので、そういう意味で活用策については、民間の方々に利用していただくことなども当然検討の中に入っていくのかなというふうには思いますので、慎重に対応してまいりたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 それは、町では手をつけたくなくて、結局、民間のほうで何とかやってくれればいいというふうな形で考えてよろしいことなんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま質問いただいたのは、固定資産税の件でお話しした内容になりますので、それはちょっと言い方としてはおかしいんではないかなと。町としても、それは駅に近いエリアでありますので、その土地利用については、当然町が受付をしなければなりませんし、町の考えを示さなければいけないわけですから。税のこととその土地利用のことは一緒にたではなくて、一つ一つ丁寧に答えさせていただいておりますので、そのところは理解していただきたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり今回の三菱鉛筆の跡地利用に関しても、第1回の質問から、これは質問には入りましたけれども、その後やはり何もなっていないのかなという感じなので。そして、今回たまたま視察させていただきまして、その中でそのような話が出たものですから。

やはり大切な広い土地でございます。もう天神町の半分以上といつてもいいんじゃないでしょうかね。そのようないい土地があるんだから、ぜひ町のほうでもある程度、もしなくな

ったらどうしようかな、ああ、ここ本当にどうしたらしいんだろうなというふうなことを考  
えるだけでもいいのではないかと思います。そのようなことを、やはりまちづくりの中で考  
えていただくということはできないんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 移転がスケジュールの中に入っているわけですから、そのときどうしていったらいい  
のかということについては、当然町としても関心を寄せなければならぬと思いますし、商  
工会をはじめ経済団体の皆さんにもお知恵をお借りするようなことが必要というふうに捉え  
ておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 渡部秀一君。

○3番 今回の質問の全体的なことになりますけれども、やはり中心街のよりよい形成のため  
にということで私やってきてまいりましたけれども、昨日、町長が施政方針を示されました。  
20数ページに及ぶすばらしいものでございましたけれども、やはり中心街のことが大体4.3  
行ぐらいということで、余り重要視されていないのかなと思ってがっかりしたような感じも  
ございますが、そういうことはございませんか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 小松町が川西町の中心として吸引力を持ちながら、また、公共的なもの、金融機関、  
経済の中心として発展してきたわけでありますので、そのことをないがしろにするというこ  
とは考えておりませんし、今後も小松地区の基盤はしっかりと守っていかなければいけないと  
いうふうに考えております。

○議長 渡部秀一君。

○3番 やはり高齢化、そして人口減少というのも進んでまいりますけれども、これらの中には、やはり定住者ですか、若い人の定住者というのもするというふうな形の話もございました。やはりそれだけではなく、やっぱり魅力ある中心街、ちょっとでも魅力あるところがあ  
れば、やっぱり人は残ってくれるのかなと思います。今の中は余りにもばらばらになってしま  
いまして、空き家もそこそこ出てまいります。大変やっぱり町なかに何十年と住んでい  
る私にとっては、大変危惧している問題でございます。ですから、やはりここを基盤として  
というか、とにかく始点として、町なかを何とか整備しながら、人がとにかく、ここ川西町  
の上小松だよと言われるようなところになればいいなと思っております。ぜひそのために皆  
さんのお力をさらにお借りしたいなと思います。

私の質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長 渡部秀一君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって、本日予定いたしました一般質問を終わります。

なお、第6順位以降の4名の方の一般質問につきましては、明日3月6日の本会議において行いますので、ご了承願います。

---

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 4時15分)